設置の趣旨を記載した書類

1．商学研究科博士後期課程設置の趣旨及び必要性

（ア）設置の趣旨と目的

現在、グローバル化社会や知識基盤社会が進展し、国籍を問わず優れた人材の養成が要請されている。社会・経済の高度化・複雑化に加えて国際化の進展等が深化するなかで、日本が自国の経済・社会の発展のみならず、世界に対して知的リーダーシップを発揮できる国としてその地位を確保するには、大学院の果たすべき役割は過去に比肩できないほど重要なものとなっている。新たな社会の創造・成長を牽引し、国際社会で活躍するリーダーの養成が急務である。このことは大学院において質の高い教育・研究を展開し、独創的な学術研究を推進することが求められていると同時に、大学院レベルの修了が国際社会で活躍するための基本的要件となっていることを示唆している。特に 21 世紀に入り国際社会は、従来のアメリカ一極主義から多極主義に向けて大きく変容し、東アジアとりわけ北東アジアが重要な地位を占めるようになってきている。

こうした国際情勢を反映して、加速的に社会・経済の高度化・複雑化が進展しており、これに対応しうる研究者及び高度専門の知識を有する人材の必要性から、北海商科大学(以下「本学」という）は、平成 23 年 4 月、商学部（商学科・観光産業学科）を基礎に大学院商学研究科ビジネス専攻修士課程を開設し、東アジア経済の世界経済における存在意義の重要性を確認し、「東アジア」地域とりわけ「北東アジア」地域（本学では、「北東アジア」地域は日本・韓国・中国（台湾・香港を含む）を包摂する地域とし、これに東南アジア地域（ASEAN 諸国を中心とする）を包摂する地域を「東アジア」地域として定義している）を重視した研究教育体制を構築し、この地域に関する幅広く深い学識の涵養と研究能力、加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培っている。

本学大学院商学研究科は、学部及び大学院修士課程における一貫した教育方針の下に、商学研究科修士課程ビジネス専攻設置申請段階において、すでに修士課程に続く博士後期課程の設置が社会的に要請されるものと予期しこれを検討していた。各学術領域の原理に基づき理論的に整合性のある専門的知識をもって迅速かつ適切に問題に対処することがこれからのビジネス・コマース経営にとって緊急の課題であるばかりでなく、同時に既存原理を越えた新原理を探究し、そうした理論に基づいて地域社会の諸問題を解決しうる実践的研究能力がますます不可欠になるであろうと予想されていたからである。

学術研究の国際化や社会の多様化、産業・文化が急激に変化進展する一方で、学部教育が大衆化した今日、こうした時代の要請は大学院の目的そのものにも影響を及ぼしている。「第 2 次大学院教育振興施策要綱」（平成 23 年 8 月 5 日、文部科学大臣決定）によれば、博士課程は「研究者として自立して研究活動を行うに足る又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う」ことを目的とするとされている。これは「将来にわたって学術研究の水準を世界のトップレベルに伍して高めていくために、高度の研究能力と広い視野を持った研究者の養成、特に創

造性豊かな若手研究者の育成」を図るとともに、「今日の社会の多様化・複雑化、産業・経済・文化の発展、技術進歩の進展に伴う大学院に対する社会の多様で高度な要請に応えるため、社会の多様な方面で活躍しうる高度の能力と豊かな学識を有する人材を育成する」（『大学改革と大学評価』大学基準協会）ことを趣旨としており、大学院とりわけ博士後期課程における人材育成機能を充実させ、その目的・役割を明確にすることを求めている。

今日、本学に要請されている喫緊の課題の一つとして、学部・修士課程の教育・研究に引き続くより高度の専門的研究を実施するほか、社会的ニーズとしての北海道という地域振興に係る関係諸団体との連携体制の強化を図ることがある。地域社会との連携を強化しつつ、その社会経済的振興において、新たな知見の向上に貢献することが期待される高度専門の知識を有する人材に対し、いっそう高次の研究の場を整える必要があり、その使命は博士後期課程の設置によって果たしうるものと考える。経済の情報化・国際化・複雑化が拍車をかけている今日、これを専門性のある高度な研究能力において分析する人材が社会的に必要とされているので、産学官が一体となって北海道経済の自律化・活性化を図らなければならないし、そのための拠点を創造する必要がある。本学大学院商学研究科博士後期課程（以下「本博士後期課程」）は、その拠点としての任を担うが、そのためには、社会的ニーズを受け止め、関係産学官における連携体制の強化を目的とした実践的な教育課程の編成を構築することが必要である。**（資料１：自治体・経済団体等からの要望書）**

「大学院設置基準」第 4 条において、「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と謳われている。本博士後期課程では、「大学院設置基準」及び「第 2 次大学院教育振興施策要綱」（前掲）における博士後期課程設置の趣旨に則り、知識基盤社会を多様に支える高度で知的素養の豊かな専門的分野に通じた研究者を養成するとともに、創造性豊かな優れた実践的な研究・開発能力を持つ人材養成に資することを目的としている。

（イ）本博士後期課程設置の必要性及び人材養成の考え方

本博士後期課程では、主として知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養ある人材の養成を目指し、創造性豊かな研究開発能力を持つ研究者（大学教員を含む）等を養成する。こうした人材養成は、高度に専門的な知識を有する研究者としての人材であるだけではなく、そうした人材養成が、地域（北海道）社会のグローバル化の進展に対応できる実践的能力を備えたものでなければならない。したがって、本博士後期課程では、次の 3 点に示すような人材の養成を具体的に考えている。

(1) 国際社会と連携し、国際的視野に立つ人材養成

「第 2 次大学院教育振興施策要綱」（前掲）に指摘されているように、「グローバル化や知識基盤社会」の進展を見据え、大学院教育の国際的な通用性・信頼性に対応する人材育成を重視する。本学は中国、韓国等の大学及び研究機関と学生及び教員の交流協定を結び、積極的な相互交流を推進しており、中国政府のシンクタンクであり同国の社会科学研究の最高学術機関である中国社会科学院もそのひとつであり、本学内に同社会科学院の「北海道研究交流センター」が開設されているので、本学交流協定

校・研究機関との共同プロジェクト（後述する産学官共同の「東アジア共同研究プログラム」への参加を要請し、一部実施の方向で動いている）の展開を推進し、国際的にも高度な専門的知識・能力をもつ人材養成を行う。**（資料３：交流協定校・研究機関との協定書（写））（資料４：交流協定校・研究機関との共同教育研究推進議定書（写））**

また、平成 23 年 4 月に開設した本学商学研究科修士課程へ実際に入学し修士課程に在籍する大学院生（特に中国からの留学生）の多くは、国際的な視点に立って北東アジアの経済的協働の発展を展望しうる高度な理論的研究の場である本博士後期課程を希望し、高次の専門的知識・能力を修得したいと切望している。本学交流協定校・研究機関からも、本博士後期課程における教育上の交流プログラムを展開することが強く望まれている。**（資料５：本学商学研究科修士課程在籍者の進学希望アンケート）（資料７：交流協定校・研究機関における本博士後期課程への進学希望アンケート）**

(2) 北海道及び地域社会のニーズと結合した人材養成

地方自治体、各種社会諸団体及び研究機関等が各地域の振興・活性化をリードしうる商・観光のビジネス展開を担う人材養成を目的とする本博士後期課程の設置とその役割に期待しており、こうした社会的要請を具体的に成果あるものにするような人材養成を目指す。北海道では、商学関連の博士後期課程を有する大学は少なく、小樽商科大学１校のみ（現代商学専攻）であるため、本学を含めて各種研究機関で活躍しうる研究者の養成、グローバル化に対応し知識基盤社会を支えていく高度で知的な素養ある人材の養成には十分とはいえず、さらに地域の社会的要請にマッチした専門的なプロジェクトを効果的に展開できる人材養成が必要とされている。**（資料１：自治体・経済団体等からの要望書）**

(3) グローバル化社会における北海道及び地域社会へ貢献する人材養成

本博士後期課程では、「(ア)設置の趣旨と目的」に示したように、グローバル化社会における東アジアとりわけ北東アジアと相関する北海道及び地域社会と密接に連携する諸問題に取り組む専門的知識に裏付けられた創造性豊かな研究・開発能力をもって研究活動を行いうる人材養成を目指す。そのために、本学大学院が実施する産学官共同による「東アジア共同研究プログラム」を活用して産学官共同との共同研究体制を強化することで、社会的要請と連携する教育研究の実践的展開を図る。**（資料６：産学官による「東アジア共同研究プログラム」の概要）**

上記の人材養成の考え方による本博士後期課程修了後の具体的な進路については、主として研究機関及び大学等への研究者を考えており、本学交流協定校・研究機関とも協議を重ね、研究者への道を確保・拡大するとともに各地方自治体や団体等における専門的研究者としての人材の養成に努める。このことについては、上述した「東アジア共同研究プログラム」を通じての様々な企業及び研究機関との協力関係が効果的な役割を果たすものと期待している。

また、本学においても、教員補充が必要とされる時期にかかっている。本博士後期課程においては、フェローシップやＴＡ、ＲＡ等の活用を図り、研究と教育面での経験と実践性を養い、教員としての資質養成を図り、本学における教員補充の計画的強化策と本博士

後期課程の教育研究体制を結合させたいと考えている。

2. 研究科、専攻等の名称及び学位

本博士後期課程は既設の修士課程での教育研究に連続するものであるので、研究科及び専攻課程の名称は「商学研究科」「ビジネス専攻博士後期課程」とし、英語名称はそれぞれ「Graduate School of Commerce」「Doctor’s Program in Business」とする。博士後期課程を修了した者には、博士（商学）〔Doctor of Commerce〕の学位を授与する。

3. 教育課程の編成の考え方及び特徴

（ア）教育課程編成の基本方針

本博士後期課程の教育課程編成の基本方針は、その教育目的に照らし、グローバル化の進展とともに多様化する国際的経済情勢を適確に把握し、そうしたなかで東アジアを舞台とするビジネス・コマース及び観光産業関連の専門的研究についての分析力・構想力・開発力を涵養する。これに加えて、「1. 設置の趣旨及び必要性」で前述したように、本博士後期課程での教育課程の編成における基本方針として、地域社会の振興に結びつくような実践的意義を有するコマース及びビジネス展開を展望しうる教育研究体制を構築する。

このため、本博士後期課程では、次のような教育編成課程の基本方針の下にカリキュラム編成を行う。

(1) 現在、急速に進展するグローバル市場化・国際化に対応して、東アジア地域におけるビジネス及び観光産業分野での相互交流は重要性を増している。とりわけ、北海道における地域社会の振興では、東アジアをターゲットとする具体的な施策の展開を緊要としている。そのため、教育研究分野の領域を特化させ、グローバル化を見据えた地域振興を担いうる研究者を養成する教育編成を行うとととともに、個々の領域での専門的研究を統合・再編成する総合的な能力の涵養を図るために、研究会方式のグループ指導や個々の領域に関連する分野の学生の研究テーマに応じた特殊研究を展開する。

(2) 本博士後期課程の設置により、本学がこれまで築いてきた中国・韓国等の大学及び研究機関との研究・教育分野での交流をいっそう活性化させ、研究・教育の相乗効果をもって、本学商学研究科の教育研究の充実化を図っていく。そのため、本学交流協定校・研究機関との共同プロジェクトの展開を推進するだけでなく、本博士後期課程の学生には一定期間の海外研修を課すとともに、教育上の交流プログラムを展開し（それぞれの大学院の授業を相互の大学・研究機関で一部ないし短期間行うこと等)、国際的にも高度な専門的知識・能力を取得させる。**（資料 3：交流協定校・研究機関との協定書（写））（資料 4：交流協定校・研究機関との共同教育研究推進議定書（写））**

(3) 本学には大学院の教育･研究と緊密に連関する北東アジアビジネス研究所（INEASIA、以下「イニーシア」という）が設置され、さらに北海学園北東アジア研究交流センター（HINAS、以下「ハイナス」という）と連携して、東アジアを中心としたプロ

ジェクトの教育研究活動を実施しているが、これらの研究所において、先に掲げた産学官共同の「東アジア共同研究プログラム」の初歩的プロジェクトを平成 23 年度から立ち上げ、産学官共同の研究を開始している。本博士後期課程の教育課程編成については、こうした研究組織と連動しつつ、教育研究上の効果を図るとともに、研究の専門性・実践性を深化させる。そのために、本博士後期課程の学生を「地域振興プロジェクト型教育研究」の一環として積極的に本研究活動に参加させ、教育課程を充実させる。**（資料 6：産学官による「東アジア共同研究プログラム」の概要）**

(4) 教育研究課程を充実させるために、フェローシップやＴＡ、ＲＡ等の活用を図る。これによって、本博士後期課程の良好な教育研究環境の構築に資する。

(5) 多年にわたる本学の海外交流の実績を発展的に継承し、研究・教育での資料収集や文献収集等で相互交流を深化させるだけではなく、将来的には本学の交流協定校・研究機関の大学院との学位交換制度等の導入についても検討している。

（イ）具体的な教育課程の編成の特色

本博士後期課程における教育課程は、修士課程での教育研究課程を修了し、さらに専門性の深化を目指す教育研究を展開することから、より特化した科目のカリキュラムを編成し、研究指導体制を整える。**（資料 2：修士課程・博士後期課程との関連図）**

本博士後期課程では、グローバル化の一層の進展が東アジアの台頭を促し、さらにコマース・ビジネスや観光産業の対象範囲を広げていることに鑑み、「1. グローバルビジネス研究科目」、「2. ビジネス戦略関連研究科目」、「3. 観光産業振興戦略関連研究科目」、「4. 研究関連特殊研究科目」及び「5. 研究指導」を配置し、グローバルビジネスの特質や歴史的基礎に関する比較研究を深化させるとともに、交通・物流システム分野、マーケティング・流通システム分野、観光産業振興の各分野に特化した東アジア地域との関連における戦略的課題についてより深い分析力・理解力・解決力を培う教育課程を編成する。**（資料 8：博士後期課程時間割）**

第１の「グローバルビジネス研究科目」は、アメリカが推進するビジネスのグローバル化の展開をアメリカのグローバル戦略との関係において、またそうした動きに対して東アジア地域がいかに対応したかを明らかにすることを企図して配置したもので、本研究科が特徴とする東アジア地域のグローバルビジネスの展開を対象にした研究に関連するものであり、アメリカの世界戦略としてのグローバル化推進の意義をアメリカのビジネス史及びアメリカの政治・外交とりわけ通商外交の特質との関連において検討する「アメリカビジネス特殊研究」とビジネスグローバル化のインパクトを東アジア社会がいかに受容し、それにどのように対応したかを歴史的根拠から検討する「東アジアビジネス特殊研究」からなる。これらの「特殊研究」は、本博士後期課程における教育研究の基礎的・理論的、かつ歴史的枠組みを提供することにとどまらず、個別的なグローバルビジネスの研究に対する新しい分析視角や意義をも提供するものと位置付けている。さらにまた、産学官共同の実践的意義を有する「東アジア共同研究プログラム」に対しても基礎的な知見を提供する。

第２の「ビジネス戦略関連研究科目」には、市場・経営に欠かせないモノ・サービスの

市場戦略を対象とする「マーケティング・流通システム特殊研究Ⅰ」、財務・経営に関する管理システム戦略を対象とする「マーケティング・流通システム特殊研究Ⅱ」を配置し、さらに、交通・物流の戦略的意義と産業振興を研究対象とする「交通・物流システム特殊研究Ⅰ」とその戦略的要所に位置するロジスティックスを研究対象とする「交通・物流システム特殊研究Ⅱ」を配置して、具体的な交通及び物流の戦略目標を実現するための教育研究を行う。こうした新たな市場・経営・流通及び交通・物流分野における戦略研究を通して、地域社会特に北海道経済の活性化を図る。その際、東アジア経済との関連性を考慮し、東アジアネットワークを対象にする研究関連科目を配置している。また、これらの研究科目は相互に関連する課題を共有するので、教育課程における研究会活動等を通じて、組織的な相互連携を図る。

第3の「観光産業振興戦略関連研究科目」には、観光振興政策を大局的に研究対象（調査・分析を含む）とする「観光振興政策特殊研究Ⅰ」と観光振興と開発政策の戦略的関連を研究する「観光振興政策特殊研究Ⅱ」を配置し、さらに地域の観光情報とネットワークを基軸にした情報システム構築を研究対象とする「地域観光振興特殊研究Ⅰ」と地域の観光と環境のあり方を戦略的に研究する「地域観光振興特殊研究Ⅱ」を配置して、地域を中心とした観光振興を課題とする教育研究を実践する。北海道の観光が東アジア特に中国・韓国・台湾・香港という近隣諸国・諸地域との観光事業に大きく依存している現状はこれからも継続する所与の条件であり、国が掲げる「観光立国」の推進には、地域観光の戦略的体系を国際的視野から構築することがなによりも重要である。そのためには、実践的な分野における調査・分析を不可欠とすることから、産学官共同の「東アジア共同研究プログラム」と相互関連させながら、教育研究課程を充実させ、北海道経済の発展・展望をとりわけ東アジアとの関連性において活性化を図る必要な具体的施策を考究する。これらの研究科目においても、教育課程における研究会活動等を通じて、組織的な相互連携が図られる。

第4の「研究関連特殊研究科目」は、第1～第3の「戦略関連研究科目」における各「特殊研究」を補充・補完するために配置するものであり、各「戦略関連研究科目」に関連する他の専門分野の知識や研究状況を習得させることで専門的研究に広がりを持たせ、豊かな発想力を培う必要に対応している。さらに、東アジア地域における具体的事例研究の必要性もあることから、この科目には交流協定校・研究機関からの派遣教員による、期間を限った集中講義も含まれる。「研究関連特殊研究Ⅰ～Ⅳ」では、東アジアグーロバル地域協力をテーマにした「研究関連特殊研究Ⅰ」、地域ブランドの戦略的意義をマーケティングを通して検討する「研究関連特殊研究Ⅱ」、東アジア地域ロジステックスネットワークを対象にする「研究関連特殊研究Ⅲ」、観光資源開発の意義とともに東アジア地域との関係を対象にする「研究関連特殊研究Ⅳ」からなる。

第5の「研究指導科目」は、1学年の後期セメスターの「研究指導Ⅰ」と2学年以降の前・後期セメスターに配置した「研究指導Ⅱ～Ⅳ」である。「研究指導Ⅰ」では、指導教授、副指導教授とともに、本学大学院が産学官の共同プロジェクトとして展開する「東アジア共同研究プログラム」に参加させるなど、(学生に参加の意向を確認したうえで実施し、参

加の方法としては、指導教授及び副指導教授による講義形式や研究会、調査等、多様な形態によって行う)、研究と実際の社会経済状況との関連性を学ばせながら、研究の問題意識や課題設定、視角・方法における実践的意義を学習させる。「研究指導Ⅱ～Ⅳ」では、博士論文作成のための指導であり、これによって細やかな指導を行う。

上記した本博士後期課程における教育編成は、上述した産学官共同の「東アジア共同研究プログラム」の研究組織を媒介にした各教員の研究諸活動を通して、それぞれ異なった研究分野の教員による組織的な教育研究体制として実現される。同プログラムと相互に関連させながら、東アジアにおける問題を考慮しつつ、組織的な教育研究を遂行することによって、共同研究の重要性とともに、研究が有する実践的意義を取得させる。

4. 教員組織の編成の考え方及び特徴

本博士後期課程においては、グローバルな視角からコマース及びビジネス、観光及び観光産業の振興に関する教育研究及び博士論文作成の指導を展開することになるが、これらの教育研究・指導については、組織的教育研究体制を実現する上から、本学の専任教授 11 名及び特任教授 1 名（内 11 名が博士の学位を保有）を配置する。「グローバルビジネス研究科目」には教授 2 名、「ビジネス戦略関連研究科目」には教授 4 名、「観光産業振興戦略関連研究科目」には教授 4 名、「研究関連特殊研究科目」には教授 1 名と特任教授 1 名を配置する。そのほか、「研究関連特殊研究科目」には交流協定校・研究機関からの兼任教授 2 名を配置する。「研究指導」については、専任教授 9 名が担当して、博士論文の作成を指導する。

本学では、専任教員の担当講義時間数を週当たり最大 6 講義に制限しているので、大学院（修士課程・博士後期課程）における授業担当科目については、学部教育との調整を図り、教員の負担や学生への指導に不具合が生じることがないよう配慮する。

また、専任教員の配置計画において、本博士後期課程の学年進行中に「学校法人北海学園就業規則」に定める停年齢に達する者を専任教員として配置しているが、当該専任教員については、本学園が別に定める特例措置により停年延長を行い、本研究科の教育体制の一貫性、安定性そして実質化を図る。**（資料 9：学校法人北海学園就業規則（抄））**

教員組織の年齢構成については、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がないよう配慮し、学部担当教員からの昇格並びに退職教員の補充採用を進める。補充については、研究業績を有し教員審査基準に合致する者で、退任教員の専門分野、担当科目も考慮するかたちで、より年齢の低い教員に順次交代する計画である。

5. 履修指導・研究指導の方法及び修了要件

（ア）履修指導、研究指導の方法

（1）指導教授の決定方法

本博士後期課程に入学を許可された学生は、ガイダンス期間に本博士後期課程担当教員全員との面談を受け、さらに個別的な相談・面談を通して、自己の研究テーマに最も適切と思われる教員を選んで指導教授とし、研究科長に申し出る。研究科長は、この希

望された指導教授と学生の研究分野や研究テーマ等について協議し、指導教授となる意思を確認した後、研究科委員会にかけて指導教授を決定する。指導教授は、これ以降「研究指導Ⅳ」にいたるまで継続して、当該学生の研究指導全般に責任をもつ。指導教授は、博士論文執筆に向けて、学生の研究進捗状況に対応して、随時個別に助言を与えながら、先行研究及び関連する研究の適切な理解、研究の方法論、論文構成法、研究発表の方法等を含めて指導する。

（2）研究指導の方法

指導教授は、学生の研究テーマとの関連で助言や指導を受けさせたい他の教員（本博士後期課程を担当する専任教員に限る）を副指導教授に推薦し、研究科委員会に諮り、副指導教授を決定するとともに、指導教授は、学生にこの副指導教授の特殊研究科目を取得させる。副指導教授は、指導教授と相互に連携を図りながら、学生の求めに応じて、指導教授とは異なる専門性や観点に基づいた助言や指導を行う。「研究指導Ⅰ」においては、指導教授・副指導教授は、実際の事象と向き合う課題設定や問題意識の持ち方についての重要性を指導するとともに、学生のテーマに即して、「東アジア共同研究プログラム」に関連する担当分野の研究のあり方（研究の広がりや様々な研究課題との関連性、分析視角や方向性など）についても指導する。特に同プログラムへの参加を通して博士論文を作成する者に対しては、学生が参加する分野や課題等について詳細な指導を行う。なお、学生は、自らの関心と指導教授・副指導教授の指導に基づき、他の教員の科目をより多く修得することが望ましく、これによって関連専門分野に関する幅広い知識や論文作成上の技術を習得させることにする。

（3）履修指導・研究指導の具体的な手順・方法

履修指導及び研究指導の具体的な手順・方法は次のとおりである。

（資料 10：履修モデル）（資料 11：大学院における博士論文作成スケジュール）

1 年次：

1. 上記（1）（2）のようにして、指導教授・副指導教授を決定する。副指導教授は指導教授と連携して、随時、学生の助言・指導に当たる。
2. 学生は、指導教授・副指導教授の「特殊研究」を履修する。
3. 「研究指導Ⅰ」では、指導教授は、副指導教授と相談して、学生のテーマに関する資料収集や関連論文のまとめ方等を指導する。
4. 学生は、指導教授・副指導教授と相談して、研究テーマにそくした研究計画を立てて指導教授に提出し（10 月）、指導教授及び副指導教授による指導・助言を通して、完成度の高い（博士論文の作成に繋がる）研究計画にする。
5. 指導教授は学生から提出された研究計画に基づき、研究方法、文献検索の方法、文献精読等に関する指導を行う。特に「東アジア共同研究プログラム」へ参加する学生については、同プログラムのいかなるプロジェクト部分にどのように取り組むか等について指導し、同プログラムに関する研究会等における発表を準備させる。
6. 研究報告会において、報告させる。（12 月、5000 字ほどのサマリー提出）

＊単位認定の基準は、研究計画を踏まえ、研究会での発表等により、実行可能かつ適切

な研究のアプローチを確定できていると判断されること。

2 年次：

1.「研究指導Ⅱ」及び「研究指導Ⅲ」において、引き続き指導する。指導内容は博士論文の作成に焦点を当てる。

2. 夏季休業日・冬季休業日・学年末休業日を利用しての海外での資料収集等についての具体的内容等を指導する。

3. 博士論文構想報告会を開催する。(11 月)

＊単位認定の基準は、各々の研究アプローチに即して、フィールドワーク、資料等の収集などが実施され、論文作成の準備が進行していると判断されること。

3 年次：

1.「研究指導Ⅳ」において、引き続き指導する。学会での発表、学術誌への積極的な投稿を指導する。

2. 博士論文中間発表会を開催する。(7 月)

3. 博士論文報告会を開催する。(12 月)

＊博士論文の完成（提出）が可能と判断されること。

（イ）修了要件

(1) 本博士後期課程の学生は、必修として、指導教授の「特殊研究」(2 単位) 及び副指導教授の「特殊研究」(2 単位) の合計 4 単位を修得し、指導教授の「研究指導Ⅰ～Ⅳ」(8 単位) を修得すること。

(2) 標準修業年限 3 年間在籍すること。

(3) 以上の条件を満たし、博士論文を提出し、その審査と最終試験（口述試験）に合格すること。

（ウ）学位審査体制

(1) 学位審査は、主査 1 名、副査 3 名以上の審査員によって審査する。審査の厳格性及び透明性を確保するため、主査は指導教授以外とし、審査員 1 名以上は本研究科博士後期課程担当教員以外の当該分野の専門家に依頼する。主査は、審査員の互選によって決定し、審査員名簿を公表する。また、口述試験は公開制とする。

(2) 学位審査を通過し、学位を授与した博士論文については、正本を本学図書館に寄贈し公開に供するとともに、本学大学院のホームページで論文の要旨及び審査結果を公開する。

(3) 学位審査を通過した論文の積極的な学外への公開を推進するため、各学会の投稿規定に合った形式での論文作成及び学会発表を指導、準備させる。学会発表及び学術誌への掲載は、当該課程を修了した暦年末までに行うものとする。発表及び投稿を予定する学会は、主として、本研究科の教育課程に関連する下記の学会（『　』は学術誌名）である。日本商業学会（『流通研究』）、日本管理会計学会（『管理会計学』）、日本物流学会（『日本物流学会誌』）、日本経営工学会（『日本経営工学会誌』）、日本観光学会（『日本観光学会誌』）、日本観光研究学会（『観光研究』）、観光情報学会（『観光と情報』）、北東アジア学会（『北東アジア地域研究』）、日本アメリカ学会（『アメ

リカ研究』)。

6. 施設・設備等の整備計画

本研究科には、平成 23 年 4 月の修士課程の設置に際して、既に本学校舎 7 階に大学院専用階を設け、講義室 3 室（計 111.25 ㎡）、院生研究室 2 室（計 80.30 ㎡、収容人員 12 名）、共用資料室 1 室（78.2 ㎡）を確保しているが、博士後期課程の開設に際して、さらに講義室 1 室（40.34 ㎡）及び院生研究室 1 室（52.08 ㎡、収容人員 6 名）を 8 階に確保し、院生の研究生活・研究指導に支障が生じないよう十分に対処する。**（資料 12：室内見取図）**

また、本研究科学生の研究室には、キャレルデスク及び書架、ＯＡ機器、学内 LAN 回線、イニーシア及びハイナスといった研究所と LAN 配線された検索システムを配備し、研究室における研究環境の充実を図っている。さらに 7 階及び 8 階には指導教授等の研究室を配置しており、常時学生の相談等に応じられる態勢も整えている。

本研究科における教育研究に必要とされる図書等の資料は、本学図書館（閲覧席 71 席、レファレンスカウンター、情報検索の端末等を設置）及びハイナスに北東アジア関連の図書・資料約 5 万冊が所蔵されており、本学園が設置する隣接の北海学園大学の附属図書館（所蔵図書約 90 万冊）とも、相互貸借システムを構築している。

本研究科の教育研究環境は、現状で十分に整備されていると考えているが、本博士後期課程設置を機に、十分な予算配分により関連図書資料や電子ジャーナルによるデータベースを充実させることとしている。

7. 既設の修士課程との関係

本学の基礎となる学部・学科の研究教育上の方針・目的は、「アジアの時代にアジアを学ぶ」の観点から、グローバル化の情勢に対応できる語学教育（交流協定校における海外留学を含む）及びコミュニケーション基礎科目を修得し、東アジアを対象とした商学専門科目（商学及び観光産業）やＡＰＱ科目（キャリアアップ科目）を修め、現在の東アジアにおける経済現状を踏まえて、基本原理や応用理論を適用させて理解する実践教育を行うことにある。

このような教育実践を基礎に、平成 23 年 4 月には、大学院商学研究科ビジネス専攻修士課程を設置した。同修士課程では、学部教育での専門性をより深く培うことを目的に、講義及び演習による教育研究指導を通じて、東アジアとの経済交流をグローバルな観点から発見・探求・開発する能力を身につけるとともに、流通及び観光サービス、ビジネス（経営分野を包括）における諸問題を実際に解決しうる実践的能力を身につけた人材の養成を目指している。今回申請する本博士後期課程では、修士課程で習得した課題探求能力及び実践的問題解決能力を基礎に、既存原理への問題提起や新原理の探求を行いうる高度な研究能力を有する学識豊かな実践的研究者等を養成することを企図としている。それによって、とりわけ北海道経済の自律化・活性化及び北海道経済のグローバル化に資する、理論及び実践の両面において優れた研究者等を養成できるものと考える。

本博士後期課程では、修士課程における教育・研究の方向性を基本的には共有しつつも、

その専門性をさらに深化させるとともに、先の「1. 設置の趣旨及び必要性」で述べたように、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者（知識基盤社会を多様に支える高度な知的素養のある人材を含む）及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成を目指した教育研究の指導体制の構築を図る。修士課程では、すでに中国（交流協定校）からの留学生を受け入れ、交流協定校・研究機関からの教員による講義、さらに研究連携（研究所における研究会・シンポジウムなど）を実施している。こうした実績のうえに、「第2次大学院教育振興施策要綱」（前掲）が示すところの「グローバル化や知識基盤社会が進展し、国籍を問わず優れた人材の獲得競争が激化する」なかで、「大学と社会の連携による多様な要請」を実現し、「国内外の社会の様々な分野で質の保証された大学院修了者」を養成する博士後期課程が本学教育研究体制全体の中に位置づけられる。

こうした課題を果たすため、修士課程において東アジアに関する基礎課程をなすものとして位置づけていた「北東アジアコミュニケーション基礎科目」及び「東アジア関連科目」において東アジアにおけるアメリカのグローバル戦略の影響等を取り扱っていたが、東アジア地域のビジネスグローバル化の歴史的意義やビジネスの現状を明らかにするためには、アメリカの東アジアにおける地位や存在、そのグローバル戦略の意味内容の理解が不可欠であることから、東アジア地域におけるビジネス・コマース及び観光産業のグローバル化の進展をグローバル化推進の主体たるアメリカのグローバル戦略との関連において比較研究することを主眼とする「アメリカビジネス特殊研究」を配置し、さらに修士課程における基礎的教育課程をさらに深化させるため、東アジア地域のグローバル化の特徴や当該地域の経済発展とグローバル化との関連性やその歴史的根拠を鮮明にさせて東アジア地域のグローバルビジネスの意義を明らかにする「東アジアビジネス特殊研究」を配置した。こうした研究と具体的関連性を有して、東アジア地域における戦略的課題を研究対象とする交通・物流システム分野、マーケティング・流通システム分野、観光産業振興の各分野に特化した教育課程を編成し、さらにそれらに関連する「研究関連特殊科目」を配置して、各分野についてより深い分析力・理解力・解決力を培う。

（資料2：修士課程・博士後期課程との関連図）

8. 入学者選抜の概要

（ア）アドミッション・ポリシー

本博士後期課程においては、グローバルな社会問題や社会に貢献できる高度な開発・研究能力を備えた人材養成を目指すことから、入学者選抜についても、研究指導との関連を重視して、次のような学生を求める。**（資料13：大学院学生募集要項（博士後期課程））**

(1) 自立した研究を行うために必要な基礎的知識と論理的思考力を有する者。外国を対象として研究を進めようとする者には、外国語運用能力（コミュニケーション力）の一定水準を要求する。

(2) 自らの研究課題を探求する熱意とともに、そこから得られた知見を理論化していくことに強い関心を持つ者。

(3) 東アジア地域の研究分野において独創的な研究を遂行する意欲を持ち、その研究

を生かした研究者を目指そうとする者。

(4) すでに専門職・研究職に従事、もしくは従事した経験があり、さらに高度な課題探求能力と理論化能力の向上を目指す者。

上記のようなアドミッション・ポリシーを前提として、さらに本研究科が展開する産学官共同の実践的意義を有する「東アジア共同研究プログラム」に参加する学生を想定して、同プログラムの概要を大学院要覧及び学生募集要項に掲示する。

（イ）入学試験・審査、試験科目等

本博士後期課程の入学試験は、一般入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験に区分される。いずれの場合も、修士論文（修士論文がない場合、特定テーマに関する論文)、「研究計画書」（所定の様式：①志望理由、②研究計画-研究課題を明示）の提出を必要とする。

(1) 一般入学試験

筆記試験（専門及び語学-英語、中国語、韓国語から一つを選択。ただし母語以外の語学を選択。）及び口述試験並びに修士論文及び研究計画書に関する書類審査を実施し、本学大学院研究科委員会で判定を行う。

(2) 社会人入学試験

口述試験並びに修士論文及び研究計画書に関する書類審査を実施し、本学大学院研究科委員会で判定を行う。

社会人等の入学、特に次項 9 に記す第 14 条特例による場合は、特に定員に特別枠を設けないが、一般学生の志願状況等を勘案し実施する。選抜に関しては、社会人の特殊性を考慮し、一般学生とは異なる基準（志望理由書に関する口頭試問に重点を置き、問題関心の高さ、勉学意欲の強さ等を特に勘案）により判定を行う。

なお、本博士後期課程において、社会人とは、「修士課程終了後、2 年以上専門職あるいは研究に従事した者」または「大学を卒業後 4 年以上経ており、専門職あるいは研究職等に従事し、修士の学位を得た者と同等以上の学力を有すると認められる者」とし、現在職業に就いているか否かは問わない。昼間に大学院に通学できない条件を有する者には、夜間、土曜日また大学院休業日（夏季・冬季・学年末）にも講義及び研究指導を実施する。

(3) 外国人留学生特別選抜（協定校推薦）試験

原則として、本学が協定を締結している大学あるいは研究機関（交流協定校・研究機関）から推薦された派遣留学生（交換留学生）とする。この外国人留学生特別選抜（協定校推薦）試験は、交流協定校・研究機関との交流協定に則って実施されるため、本研究科における入学試験を行わず、交流協定校・研究機関の選抜試験により選抜される。選抜された学生に対しては、本博士後期課程担当教員による面談を実施し、論文及び研究計画書による聞き取りを行い、その結果を本大学院研究科長に報告する。本学大学院に推薦された後、本学大学院研究科委員会において最終的な合否の判定を行う。

(4) 入学者選抜は、年度初めの 4 月入学を原則とするが、外国人留学生等の便宜を考

慮して、本博士後期課程においては、秋季の 9 月入学実施を計画する（定員を特に設けない)。秋季入学の場合、当該派遣校での選抜試験は 7 月に実施し、前述した本学での「履修指導、研究指導の方法」に記載する時期は、順次 6 ヶ月間後に移行する。

(5) 聴講生等の受入れについては、教育に支障のない範囲で受入れるものとする。

（エ）入学者確保の見込み

本博士後期課程においては、次の理由から学生確保に十分な見通しを持っている。

第一の理由として、本研究科修士課程在籍者の強い進学意欲が挙げられる。特に中国からの留学生は、博士後期課程への進学希望があり、修士課程修了後期間を空けずに博士後期課程に進学したいと考えている。**（資料 5：本学商学研究科修士課程在籍者の進学希望アンケート）**

第二の理由として、本学交流協定校・研究機関において、修士課程を終えた若手研究者及び教員の多くが、そのキャリアアップを図る意味でも、本博士後期課程への入学を希望している。**（資料 7：交流協定校・研究機関における本博士後期課程への進学希望アンケート）**

そのほか、札幌圏における商学・観光関連の大学院はいずれも博士後期課程を設置しておらず、他大学の修士課程を修了し、地方自治体や研究機関・団体等に勤務している社会人が、職務上の必要性やスキルアップのため進学を望む場が限られている状況にある。これらの修士の学位を有する社会人も入学者として想定される。

9. 大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例の実施

教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）には、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる」と規定され、社会人を含む学生の教育を受ける機会の多様化を推奨している。地域社会と密接に関わる本学大学院研究科として、このような社会人の強い要望に応えるために、本研究科博士後期課程設置にあたり、同教育方法の特例措置を下記のとおり実施する。

(1) 標準修業年限は、3 年間とする。時間割を平日夜間 2 講義、土曜日昼夜 4 講義によって編成し､これにより修了に必要な単位数を無理なく修得することが可能なため、標準修業年限は一般の学生と同じとする。

(2) 履修指導及び研究指導については、一般学生と同等に扱い、夜間その他の時間において行う。入学者に対し、「東アジア共同研究プログラム」への参加を考慮した教育研究体制の構築に配慮する。

(3) 研究指導についても、主として、夜間その他の時間において行う。また、必要に応じて、特定の時期における集中研究指導を行う。この際、個別に学生と研究科長及び指導教授が相談の上、組織的な対応を図る。

(4) 本学園が設置する北海学園大学では、4 学部に 2 部（夜間）を設置し、それらを基礎とする研究科においては第 14 条特例を実施しており、いずれも大学院設置基準で定める標準修業年限で、社会人に対し質の高い大学院教育を行っている。本学は

そのような実績ある制度を踏襲する形で、大学院学生専用の講義室及び院生研究室（自習室）を整備し、研究環境の充実につとめ、快適な研究生活を行うことができるように配慮する。

(5) 本学の図書館は、他大学の図書館及び国立国会図書館をはじめ、公的機関とネットワークが充実しており、午後 10 時まで夜間利用が可能である。

(6) 入学者選抜の概要については、前項 8(ウ)(2)に記載する。

10. 管理運営

本博士後期課程の教育研究に関する管理運営は、大学院学則に基づき設置される大学院研究科委員会により行われる。学部教育の運営から一定の独立性を確保して、大学院研究科委員会が大学院運営の主体になる。大学院研究科委員会のもとに博士後期課程委員会を置き、この課程の研究指導及び講義課目を担当する教員（博士後期課程担当教員）が入試からカリキュラムの編成・実施、学生の厚生、研究指導方法のあり方等の教育研究に関わる実務を担当する。その他の必要な管理運営については、大学院研究科委員会の議を経て、小委員会を設置する。

11. 自己点検・評価

大学院教育における教育理念、社会的使命、教育目的に照らして、教育活動及び研究活動の状況を自己点検し、評価する。このために修士課程設置の際に設置された「大学院自己点検・評価委員会」が本博士後期課程を含めて、自己点検・評価を行う。自己点検・評価に関する実施計画の企画立案のみならず、実施体制の整備とその方法については、すでにある修士課程の「大学院自己点検・評価委員会」に本博士後期課程を含めて行う。学部においては、自己点検・評価を担当する「教育方法改善委員会（ＦＤ委員会)」や「北海商科大学教育評価委員会」が設置され、平成 22 年度に（財）日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、適合認定を受けているので、同委員会はこの学部の委員会と連携しながら、授業評価アンケートなどを共同で実施し、教育研究活動の具体的目標に即して、その達成状況を 2 年ごとに点検・評価し、報告書を作成し、公表する（修士課程で一部実施)。この報告書について、上記の教育評価委員会による評価を受ける。

大学における教育研究評価（学部を主とする）のほかに、大学院独自の具体的な評価項目は、以下のとおりである。

①大学院の教育目的の徹底化（明示方法を含めて）
②大学院の教育研究組織とその運営（意志決定過程の明確性）
③教育課程編成と教育方法（論文指導体制を含めて）
④教員及び事務職員の配置と大学院運営における活性化の保障
⑤学生支援体制（研究環境・施設設備等を含めて）
⑥教育研究環境の状況と社会連携

12. 情報の公表

大学院における教育研究活動等に関する情報については、平成 24 年 4 月 1 日から施行された「学校法人北海学園情報公開に関する規程」に基づき、大学案内やホームページなどにおいて、広く社会に公表している。また、社会連携を意識的に追求し、学部、大学院研究所、ハイナスなど学内外の研究教育機関と協力して、公開講座などの活動を実施し、大学院の状況に関する情報公表を行っている。公表している具体的情報項目は、以下のとおりである。**（資料 14：学校法人北海学園情報公開に関する規程）**

①教育研究上の理念や目的に関する事項
②教育課程及び授業科目に関する事項
③教育研究活動に関する事項
④修了生の進路に関する事項
⑤学生支援に関する事項
⑥開設科目のシラバス等教育課程の事項
⑦教育環境及び研究活動に関する事項
⑧認証評価等に関する事項

13. 教員の資質の維持向上の方策

大学院教育における教育の理念・目的に照らし、各教員が本研究科（修士課程・博士後期課程）の教育目標を明確に認識して、教育内容や教育方法を不断に改善し、自らの研究の質を高めながら、その目標を達成するための授業内容や授業方法及び研究指導方法の改善と向上を図るための大学院全体での組織的取り組みを行っているが、これをさらに精緻なものにしていく。また、個々の教員の研究活動を保障・支援するため、研究会や研修会を定期的かつ継続的に行い、教員の資質の維持向上を図る。こうした方策を実行するための委員会を設置し、実施に関する規程の整備を行い、共同研究体制を強化するために、以下に掲げる項目について、独自の組織的な取組みを行う。

①教育課程及び授業科目に関する研究会の実施
②シラバスの作成方法に関する研究会の実施
③教員相互による授業内容の調整を実施する定期的会合の開催
④専任教員と兼任教員の定期的な連絡会の開催
⑤共同研究体制の組織化と研究成果の公表（研究書の発行等）
⑥学部教育との連携を図る大学院独自の企画（学部生や院生を含めたワークショップ等の実施）

（資料 1）

自治体・経済団体等からの要望書

1．北　　海　　道

2．札　　幌　　市

3．栗　　山　　町

4．札　幌　商　工　会　議　所

5．北海道旅客鉄道株式会社

6．北　海　道　経　済　連　合　会

7．社団法人北海道観光振興機構

8．社団法人北海道開発技術センター

9．公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター

学事第１４２号
平成２４年４月１９日

文部科学大臣　平　野　博　文　　様

北海道知事　高　橋　はるみ

北海商科大学大学院「商学研究科ビジネス専攻博士後期課程」の設置について（要望）

北海道の高等教育機関の整備につきましては、日頃より格別の御指導、御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本道では、時代の変化に応じた人材の育成や、特色ある研究開発、地域が抱える様々な課題への対応や知的集積を活用した地域社会への貢献など、大学院をはじめとする高等教育機関の役割に対する期待がますます高まってきております。

一方、貿易自由化の流れが加速し、国境を越えた経済活動が拡大している中、市場としての存在感が一段と増している中国をはじめとするアジア経済の重要性は高まってきており、アジア地域を対象とするビジネスのさらなる展開や交流機会の拡大が喫緊の課題となっています。

こうした中、北海商科大学では、平成２３年４月に開設された大学院商学研究科ビジネス専攻「修士課程」において、東アジア地域を重視した研究教育体制を構築し、この地域に関する幅広い学識を涵養するとともに、研究能力や専門的職業能力を有する人材を養成しています。

今般、同大学では、「修士課程」に引き続き、東アジアを舞台として、知識基盤社会を多様に支える高度で知的要素の豊かな専門的分野に通じた研究者や、創造性豊かな優れた実践的な研究・開発能力を持つ人材の養成などを目的とした、より高次の研究教育の場である同専攻「博士後期課程」の設置を計画しています。

同専攻「博士後期課程」の設置は、北海道と東アジアの架け橋となるグローバルな人材を育成するとともに、関係分野の知的拠点としての役割も期待できるものであり、アジアの成長を取り込み力強い経済の構築を目指す北海道にとって、非常に有意義なものであります。

貴職におかれましては、これらの事情を御賢察の上、北海商科大学大学院「商学研究科ビジネス専攻博士後期課程」設置の早期実現について、特段の御高配をお願い申し上げます。

（総務部法人局学事課企画幼稚園グループ）

（別紙１）

施行文書への押印の廃止について

道としては、平成21年10月１日から１～３までの考え方等を基本として、公印を押印する文書を見直し、次に掲げる文書以外の文書には、押印しないこととした。

【押印する文書】

○法令の規定により公印を押さなければならないもの
　北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）上の契約書など

○知事又は権限を有する者がその権限を行使するため施行するもの
　訓、達、指令（許可、認可など）、勧告、証明、委任状、表彰状、専決処分書など

○不服申立てに関するもの
　補正命令書（達）、裁決書など

○その他公印を押さざるを得ない特別な事情があると認められるもの
　主に上記に準ずるものであり、単なる通知、照会、回答などは該当しません。

１　公文書の定義について

道において、「公文書」とは、「実施機関（道）が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。」（北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第2条第2項）となっており、道が施行する文書は公文書であること。

２　公文書の形式について

施行する文書は、原則として、北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第７号）及び北海道公用文作成規程（昭和63年北海道訓令第１号）に基づき、記号及び番号を付し権限を有する者又は決裁権者の名で施行するなど道がその権限等に基づき作成した文書であることが書面の形式上、明らかであること。

３　公文書の成立要件について

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第228条第２項においては次のとおり規定されており、押印の有無にかかわらず、「文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。」としており、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）においては「民事訴訟法の例」によるとされていること。

【　民事訴訟法（抜粋）　】

（文書の成立）

第２２８条　文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

２　文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。

３　公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

４　私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

５　第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

【　行政事件訴訟法（抜粋）　】

（この法律に定めがない事項）

第７条　行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

※民事訴訟法第228条第４項において「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と規定されているため、公文書と私文書の「真正に成立した文書」の要件が異なっている。

札企第63号
平成24年（2012年）4月9日

文部科学大臣　平野　博文　様

札幌市長　上田　文雄

北海商科大学大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程の開設について（要望）

日ごろより、本市市政の推進に格別のご指導、ご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本市では、これまで、「北方圏の拠点都市」を目指し、昭和55年に中国の瀋陽市、平成22年には韓国の太田広域市と姉妹都市を提携するなど、東アジア地域との交流を進めており、今後、更に交流を深めていくためには、東アジア地域に精通した人材の育成が求められております。

また、近年、中国を始めとする東アジア地域の経済成長は著しく、東アジア地域の経済動向が、本市を含めた北海道の経済にも大きな影響を与えている中で、相関する東アジア地域と本市を含めた北海道との商・観光のビジネス展開をはじめとした諸問題に取り組む専門的な人材の育成も重要であります。

このような状況下にあって、北海商科大学大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程の開設は、まさに時宜を得たものでございます。

つきましては、これらの事情をご賢察のうえ、同大学院の許可に当たりまして、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【担当】
札幌市市長政策室政策企画部企画課
久保田、松島
TEL：011-211-2192
FAX：011-218-5109

栗経地第 642 号
平成 24 年 3 月 26 日

文部科学大臣　平野　博文　様

北海道栗山町長　椿原　紀昭

北海商科大学大学院商学研究科ビジネス専攻
博士後期課程の開設について（要望）

近年、中国などの東アジア地域は、世界経済の成長エンジンと言われるほど急速に経済成長が進み、我が国にとって当該地域との連携や関係の強化がより重要になってきております。また、北海道にとっても、人口の減少などに伴う国内需要の頭打ちの中、東アジア地域との観光サービスや商取引を北海道活性化のための主要な要素のひとつと位置付けており、今後、当該地域との経済的・文化的交流を拡大していくことが肝要です。

このような東アジア地域の経済的台頭という新しい時代に対応していくためには、語学等の実践的なコミュニケーション能力の習得はもとより、観光やビジネスに関する多様な専門的知識とその応用力を備えた知的職業人の育成が是非とも必要です。

このたび本町と地域総合交流協定を締結しております学校法人北海学園北海商科大学の大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程の開設は、従来、同大学が東アジア地域の潜在力・将来性を見据えて「アジアの時代にアジアを学ぶ」ことを方針として実践してきた教育の経験をさらに拡大拡充させるもので、これが実現した際には高度の学術研究を深めることに寄与するものであります。

つきましては、これら事情ご賢察のうえ、このたびの商学研究科ビジネス専攻博士後期課程の設置申請のご認可に特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

栗山町経営企画課地域政策グループ
北海道夕張郡栗山町松風 3 丁目 252 番地
電　話　0123-73-7502
ＦＡＸ　0123-72-3179

札商総発第１号
平成24年4月10日

文部科学大臣
平野博文殿

札幌商工会議所
会頭　高向巖

北海商科大学「大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程」
の設置について（要望）

現代社会の急速なグローバル化の中で、私ども北海道をめぐる情勢も例外ではなく、近年、アジア地域、特に北東アジア地域との観光及びビジネスでの交流の拡大が期待されているところであります。

そのような状況の中、この度の北海商科大学の大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程新設構想は、国際化の中で必要とされる人材育成を企図したものであり、北海道経済の活性化に向けとりわけ北東アジア地域を対象とする観光及びビジネスを積極的に取り入れようとしていることから鑑みて、本後期課程の設置は時宜に適した有意義なものと期待されます。

特に、当大学では「アジアの時代にアジアを学ぶ」を教育目標にして実践してきた教育の経験をさらに拡大充実させ、地域社会の活性化と経済のグローバル化に対処できる人材育成を目指しており、本後期課程の設置により、観光及びビジネスに関する多様な専門的実践的知識とその応用力を備えた高度に専門的な知的職業人の育成、並びに「社会人特別入学制度」による社会人の再教育機関としても期待され、本市及び本道経済の発展のためにも極めて有意義なものであります。

以上ご賢察の上、今回の「大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程」設置の認可につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成２４年４月１７日

文部科学大臣
平　野　　博　文　殿

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長　　小　池　　明　夫

北海商科大学大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程の設置について（要望）

近年、北海道経済をめぐる情勢は、東アジアとりわけ北東アジアの動向に大きく影響される情況が生じており、特に観光及び商ビジネスの分野において、中国及び韓国をはじめとする東アジア経済の成長を取り込むことにより、事業の健全な発達と振興並びに地域の活性化につなげることが期待されております。

このような情況に対応しうる研究者及び高度な専門知識を有する人材の必要性から、北海商科大学大学院では、修士課程に続いて、北海道内各地域の振興・活性化及び商・観光のビジネス展開をリードしうる人材育成を目指し、「商学研究科ビジネス専攻博士後期課程」の設置を計画しております。

北海道内の地方自治体、各種社会諸団体及び企業等が、北海道経済の活性化のために東アジアとりわけ北東アジア地域を対象とする商・観光のビジネスを積極的に展開しようとしている今、グローバル化に対応し知識基盤社会を支える高度で知的な素養ある人材の養成は喫緊の課題であります。この度、北海商科大学大学院が博士後期課程を設置することは、これらの社会的要請に応えるものであり、北海道経済にとりまして大変有意義なものと期待しております。

つきましては、これら事情をご賢察の上、この度の商学研究科ビジネス専攻博士後期課程設置申請のご認可に特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成２４年４月１９日

文部科学大臣
平 野　博文　　様

北海道経済連合会
会長　近 藤　龍 夫

北海商科大学大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程
の設置について（要望）

現在、グローバル化社会や知識基盤社会が進展し、国籍を問わず優れた人材の養成求められています。特に21世紀に入り、国際社会は、従来のアメリカ一極主義から多主義に向けて大きく変容し、東アジアとりわけ北東アジアが重要な地位を占めるようなってきています。

こうした国際情勢を反映して、加速的に社会・経済の高度化・複雑化が進展しておりこれに対応しうる研究者および高度専門の知識を有する人材を育成することの必要性高まっています。

また、北海道経済としても、以上のような情勢を踏まえ、産学官が一体となって自化・活性化を図らなければならず、そのための拠点として、また国際的にも高度な専知識・能力を持つ人材養成を行うことを目的として、北海商科大学において大学院商研究科ビジネス専攻博士後期課程開設の準備が進められております。

これは、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養ある人材の養成をめざし、創造性豊かな研究開発能力を有する研究者等を養成するという点において、「大学院設置基準」や「第２次大学院教育振興施策」における博士後期課程設置の趣旨に沿ったものであるといえます。

そして、各地域の振興・活性化をリードしうる商・観光のビジネス展開を担う人材や、グローバル化社会における、北東アジアと相関する北海道および地域社会と密接に連携する諸問題に取り組むための専門的知識に裏付けられた、創造性豊かな研究・開発能力をもって研究活動行いうる人材の養成をめざすという同博士後期課程に対しては、地方自治体、各種社会諸団体および研究機関等が期待を寄せているところであります。

つきましては、これらの事情をご賢察のうえ、このたびの北海商科大学大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程の設置申請のご認可に、特段のご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以　上

平成２４年４月１０日

文部科学大臣
　平野　博文　様

社団法人　北海道観光振興機構
会　長　　坂　本　眞　一

北海商科大学「大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程」
の設置について（要望）

観光産業は、関連事業の裾野が広く経済波及効果の大きい北海道の基幹産業であり、さらなる発展が期待されております。

北海道では近年成長著しい中国などのアジアをターゲットに、自然環境や食材など北海道が持つ優れた観光資源を活かした積極的な誘客活動と魅力ある観光地づくりに官民挙げて取り組んでいるところであります。

観光振興のためには、グローバル化を見据えた地域振興を担える人材、およびアジア地域の言語、文化や経済事情に精通した人材の確保が喫緊の課題となっており、観光分野における人材育成を担う機関の充実が求められるところであります。

北海商科大学は「アジアの時代にアジアを学ぶ」を教育方針に掲げ、単科大学として商学科、観光産業学科の２学科定員１５０名の少人数教育により、北海道の経済、観光分野に人材を輩出し、多大な貢献をされております。

今回設置を計画している「大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程」はアジア重視の教育を更に拡充させ、観光及びビジネスに関する多様な専門的知識と応用力を備え、地域社会の活性化と経済のグローバル化に対処できる人材育成を目指しており、時宜に適った有意義なものであります。

以上ご賢察の上、今回の「大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程」設置の認可につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年4月13日

文部科学大臣
平野　博文　殿

一般社団法人　北海道開発技術センター

会長　　佐藤　馨一

北海商科大学「大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程」の設置について（要望）

積雪寒冷地である北海道の開発はこれまで多くの技術を研究し、応用することで進められ、今やわが国を代表する食糧生産地になりました。北海道開発技術センターは新しい技術開発を支援し、北海道のポテンシャルを高めることに尽力してきました。近年は中国東北部との交流を進め、日中冬期道路ワークショップ等を主催するなど国際的な技術連携を進めています。

北海商科大学は急速なグローバル化の動向に対応した教育研究を実践するため、とりわけ東アジア経済の発展を意識して「アジアの時代にアジアに学ぶ」ことを建学方針に掲げ、積極的に留学生の交換等を行っており、これは本法人の設立目的とも一致するものです。

この度、北海商科大学が「大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程」を設置することは、国際化の中で指導的人材育成を意図したものであり、北海道のみならずわが国の学術振興に大きく貢献いたします。

つきましては、これらの事情をご賢察の上、北海商科大学「大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程」の設置の認可につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成２４年４月１７日

文部科学大臣
平 野 博 文　殿

公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
会　長　　南 山 英 雄

北海商科大学大学院商学研究科ビジネス専攻
博士後期課程の設置について（要望）

北海道は、現在直面している様々な課題を克服し、持続的な発展をするための政策の一つとして、地域経済の国際化、特に隣接する北東アジアとの経済交流の促進に取り組んでおります。そうした取組の中で、グローバルなビジネスの現場で活躍することができる、国際感覚を有する優れた人材の育成が急務となっております。

このような情況の下、北海商科大学では、大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程を設置して、地域社会の活性化と経済のグローバル化に対応する国際派の人材を育成しようとしております。総務省の認定による北海道の「地域国際化協会」として、地域の国際化を推進する役割を担う当センターとしては、地域の国際化を通じて地域の活性化と経済のグローバル化を推進するためには、こうした国際派の人材育成を目的とする同大学院の設置は重要であり、同大学院の設置に対する地域の期待も非常に大きいものと考えております。

これらの事情をご賢察の上、この度の北海商科大学大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程の設置の認可につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（資料 2）

修士課程・博士後期課程との関連図

（資料 3）

交流協定校・研究機関との協定書（写）

1．協定校との協定書・覚書（写）

(1) 黒　龍　江　大　学

(2) 山　東　大　学　威　海　分　校

(3) 煙　台　大　学

(4) 大　田　大　学　校

2．中国社会科学院との学術交流協定書（写）

大 学 院 交 流 協 定 書

学校法人北海学園（北海商科大学）と黒龍江大学は、両者の科学技術と教育における交流を促進し、かつ両者の相互理解と友好を深めるため、両校は大学院における交流協定を以下のように締結する。

１．学術研究の交流と学術情報交換

両校の大学院は、学術研究（共同研究、調査研究会、講演会等）の交流及び学術情報の交換を促進し、学問及び文化の発展に寄与する。

２．教員及び研究員の交流

両校は、教員及び研究員の交流を通じて、学術研究の向上をはかる。

３．大学院生の交流と研修

両校は、大学院生（大学院研究生を含む）の交流及び長・短期研修を実施する。

４．教職員研修と訪問

両校は、教職員及び学校関係者の研修と訪問を積極的に行う。

５．協定履行事項

（１）本協定は、両校が署名した日をもって効力を有するものとする。ただし、上記１から４については、必要があれば署名日前でも発効するものとする。

（２）本協定は、姉妹関係の締結日から５年間の有効期間を有し、両校が相互協議のうえ同意すれば、協定の継続及び改正を行うことができる。

（３）本協定に基づく交流協力に関する財政上の問題は、相互主義に則り、具体的状況に応じて個々に協議、確定する。

（４）本協定は、両校が相互協議のうえ破棄することができる。ただし、両校間の協定が破棄されても、現在進行中の事案に対しては何ら影響は受けない。

６．上記条項の実施にあたって必要とする細部事項は、両校が相互協議して別に定める。

７．本協定書は日中両国語により作成し、両校が各１部ずつ保管する。

以　　上

２０１１年６月１５日

森本正夫

学校法人北海学園
理事長　森　本　正　夫

張政文

黒龍江大学
代表　張　政　文

大 学 院 交 流 協 定 書

学校法人北海学園（北海商科大学）と山東大学威海分校は、交流協力協定書に基づき、密接な協力関係を築き上げ、充実した学術及び教師、研究員、学生の相互交流を継続し、大きな成果を上げている。協定書の精神及び交流協力の成果をさらに発展させるために、両校は大学院における交流協定を以下のように締結する。

１．学術研究の交流と学術情報交換

両校の大学院は、学術研究（共同研究、調査研究会、講演会等）の交流及び学術情報の交換を促進し、学問及び文化の発展に寄与する。

２．教員及び研究員の交流

両校は、教員及び研究員の交流を通じて、学術研究の向上をはかる。

３．大学院生の交流と研修

両校は、大学院生（大学院研究生を含む）の交流及び長・短期研修を実施する。

４．教職員研修と訪問

両校は、教職員及び学校関係者の研修と訪問を積極的に行う。

５．協定履行事項

（１）本協定は、両校が署名した日をもって効力を有するものとする。ただし、上記１から４については、必要があれば署名日前でも発効するものとする。

（２）本協定は、姉妹関係の締結日から５年間の有効期間を有し、両校が相互協議のうえ同意すれば、協定の継続及び改正を行うことができる。

（３）本協定に基づく交流協力に関する財政上の問題は、相互主義に則り、具体的状況に応じて個々に協議、確定する。

（４）本協定は、両校が相互協議のうえ破棄することができる。ただし、両校間の協定が破棄されても、現在進行中の事案に対しては何ら影響は受けない。

６．上記条項の実施にあたって必要とする細部事項は、両校が相互協議して別に定める。

７．本協定書は日中両国語により作成し、両校が各１部ずつ保管する。

以　　上

２０１１年６月１５日

森　本　正　夫

学 校 法 人 北 海 学 園
理事長　森　　本　　正　　夫

山東大学威海分校
代表　　韓　　聖　浩

大 学 院 交 流 協 定 書

学校法人北海学園（北海商科大学）と煙台大学は、交流協力協定書に基づき、密接な協力関係を築き上げ、充実した学術及び教師、研究員、学生の相互交流を継続し、大きな成果を上げている。協定書の精神及び交流協力の成果をさらに発展させるために、両校は大学院における交流協定を以下のように締結する。

1．学術研究の交流と学術情報交換

両校の大学院は、学術研究（共同研究、調査研究会、講演会等）の交流及び学術情報の交換を促進し、学問及び文化の発展に寄与する。

2．教員及び研究員の交流

両校は、教員及び研究員の交流を通じて、学術研究の向上をはかる。

3．大学院生の交流と研修

両校は、大学院生（大学院研究生を含む）の交流及び長・短期研修を実施する。

4．教職員研修と訪問

両校は、教職員及び学校関係者の研修と訪問を積極的に行う。

5．協定履行事項

（1）本協定は、両校が署名した日をもって効力を有するものとする。ただし、上記1から4については、必要があれば署名日前でも発効するものとする。

（2）本協定は、姉妹関係の締結日から5年間の有効期間を有し、両校が相互協議のうえ同意すれば、協定の継続及び改正を行うことができる。

（3）本協定に基づく交流協力に関する財政上の問題は、相互主義に則り、具体的状況に応じて個々に協議、確定する。

（4）本協定は、両校が相互協議のうえ破棄することができる。ただし、両校間の協定が破棄されても、現在進行中の事案に対しては何ら影響は受けない。

6．上記条項の実施にあたって必要とする細部事項は、両校が相互協議して別に定める。

7．本協定書は日中両国語により作成し、両校が各1部ずつ保管する。

以　　上

2011年6月15日

森　本　正　夫

学 校 法 人 北 海 学 園
理事長　森　　本　　正　　夫

房紹坤

煙台大学
代表　　房　　紹　坤

大 学 院 交 流 協 定 書

学校法人北海学園（北海商科大学）と大田大学校は、交流協力協定書に基づき、密接な協力関係を築き上げ、充実した学術及び教師、研究員、学生の相互交流を継続し、大きな成果を上げている。協定書の精神及び交流協力の成果をさらに発展させるために、両校は大学院における交流協定を以下のように締結する。

1．学術研究の交流と学術情報交換

両校の大学院は、学術研究（共同研究、調査研究会、講演会等）の交流及び学術情報の交換を促進し、学問及び文化の発展に寄与する。

2．教員及び研究員の交流

両校は、教員及び研究員の交流を通じて、学術研究の向上をはかる。

3．大学院生の交流と研修

両校は、大学院生（大学院研究生を含む）の交流及び長・短期研修を実施する。

4．教職員研修と訪問

両校は、教職員及び学校関係者の研修と訪問を積極的に行う。

5．協定履行事項

（1）本協定は、両校が署名した日をもって効力を有するものとする。ただし、上記1から4については、必要があれば署名日前でも発効するものとする。

（2）本協定は、姉妹関係の締結日から5年間の有効期間を有し、両校が相互協議のうえ同意すれば、協定の継続及び改正を行うことができる。

（3）本協定に基づく交流協力に関する財政上の問題は、相互主義に則り、具体的状況に応じて個々に協議、確定する。

（4）本協定は、両校が相互協議のうえ破棄することができる。ただし、両校間の協定が破棄されても、現在進行中の事案に対しては何ら影響は受けない。

6．上記条項の実施にあたって必要とする細部事項は、両校が相互協議して別に定める。

7．本協定書は日中両国語により作成し、両校が各1部ずつ保管する。

以　　上

2011年6月15日

学校法人北海学園
理事長　森　本　正　夫

森本正夫

大田大学校
総長　林　用　哲

林用哲

学校法人北海学園・中国社会科学院学術交流協定書

学校法人北海学園（北海商科大学、北海商科大学開発政策研究所、北海学園北東アジア研究交流センター）と中国社会科学院は、両者の科学技術と教育における交流を促進し、かつ両者の相互理解と友好を深めるため、つぎのとおり学術交流協定を締結する。

1．学術研究の交流と学術情報交換

両者は、学術研究の交流及び学術情報（両者の印刷物、研究論文、研究資料）の交換を通じて、学問及び文化の発展をはかる。このため、中国社会科学院は学校法人北海学園に中国社会科学院北海道研究交流センターを設置する。

2．教員及び研究員の交流

両者は、北海学園北東アジア研究交流センター及び中国社会科学院北海道研究交流センターを通じて、教員及び研究員の交流及び学術研究の発展をはかる。

3．教職員研修と訪問

両者は、教職員及び両関係者の研修と訪問を積極的に行なう。

4．協定履行事項

（1）本協定は、両者が署名した日をもって効力を有するものとする。ただし、上記1から3については、必要があれば署名日前でも発効するものとする。

（2）本協定は、両者の締結日から5年間の有効期間を有し、両者が相互協議のうえ同意すれば、協定の継続及び改正を行なうことができる。

（3）本協定に基づく交流協力に関する財政上の諸問題は、相互主義に則り、具体的状況に応じて個々に協議、確定する。

（4）本協定は、両者が相互協議のうえ破棄することができる。ただし、両者間の協定が破棄されても、現在進行中の事案は何ら影響を受けない。

5．上記事項の実施にあたって必要とする詳細事項は、両者が相互協議し別に定める。

6．本協定書は日中両国語により作成し、両者が各1部ずつ保管する。

以　上

2011年　8月　26日

森本正夫

学校法人北海学園
理事長　森　本　正　夫

李扬

中国社会科学院
副院長　李　揚

（資料 4）

交流協定校・研究機関と共同教育研究推進議定書（写）

(1) 山東大学威海分校

(2) 煙台大学

(3) 中国社会科学院

（1）　　訳文

共同教育研究推進議定書（写）

山東大学威海分校は、学校法人北海学園（北海商科大学）との「協定書」に基づき、本学の大学院及び各関係研究所の教育・研究活動を通して、双方の高級学術研究における人材育成に協力し合い、双方の学術の発展に努力する。

1．北海商科大学大学院及び北海学園北東アジア研究交流センター（HINAS）が産学官共同で展開する「東アジア共同研究プログラム（Ⅰ．グローバル化価値観に基づく政策策定の批判的検証、Ⅱ．東アジアにおける地域ブランドに関する研究、Ⅲ．北東アジア地域の交通・物流システムの構築、Ⅳ．東アジア観光圏における観光産業のあり方に関する戦略的研究）」（研究計画の内容は別紙）に、本学各関連大学院及び各研究所は、積極的に参加し、共同して、成果ある共同研究を実現する。

2．両大学院は、それぞれの大学院の授業を相互の大学・研究機関で一部ないし短期間行うこと等によって、博士後期課程における人材育成に関する教育上の交流をいっそう深める。

3．両大学院は、共同して、博士課程における教育・研究の充実を図り、双方の教育・研究に携わる若手研究者及び教員の人材育成に協力する。

关于合作推进博士课程教育及研究的议定书

山东大学威海分校与学校法人北海学园(北海商科大学)本着两校签订的教育交流协议精神，拟通过研究生院及相关研究所的教育与研究活动，为高级学术研究领域合作培养更高学术水平的研究人才，从而促进双方教育及学术研究交流的纵深发展。

1. 所属研究生院及研究所将积极参加北海商科大学研究生院以及北海学园东北亚研究交流中心（HINAS）产学官共同开展的“东亚共同研究计划”项目，就（1）“对全球化价值观下的政策制定的实证批判”研究、（2）“关于东亚地区地域品牌的研究”、（3）关于“东北亚地域的交通物流体系的构建”问题的研究、（4）关于“东亚观光圈观光产业应有的态势”的研究（详细内容另附）等四大课题进行合作研究，以求得研究课题富有成效。

2. 为充分利用研究资源和研究条件，双方研究生院可根据课程需要资源共享，适当安排部份研究生课程在对方大学或研究机关进行短期授课，以强化博士课程的教育交流项目，达到合作培养高级人才的预期目标。

3. 双方研究生院积极合作，使两院的博士课程教育内容与研究活动更加充实和完善，共同努力为培养更多的优秀青年研究人员和教育科研骨干竭诚协作，携手共进。

山东大学威海分校

二〇一二年一月十日

北海商科大学大学院

二〇一二年一月十日

(2) **訳文**

共同教育研究推進議定書（写）

煙台大学は、学校法人北海学園（北海商科大学）との「協定書」に基づき、本学の大学院及び各関係研究所の教育・研究活動を通して、双方の高級学術研究における人材育成に協力し合い、双方の学術の発展に努力する。

1．北海商科大学大学院及び北海学園北東アジア研究交流センター（HINAS）が産学官共同で展開する「東アジア共同研究プログラム（Ⅰ．グローバル化価値観に基づく政策策定の批判的検証、Ⅱ．東アジアにおける地域ブランドに関する研究、Ⅲ．北東アジア地域の交通・物流システムの構築、Ⅳ．東アジア観光圏における観光産業のあり方に関する戦略的研究）」（研究計画の内容は別紙）に、本学各関連大学院及び各研究所は、積極的に参加し、共同して、成果ある共同研究を実現する。

2．両大学院は、それぞれの大学院の授業を相互の大学・研究機関で一部ないし短期間行うこと等によって、博士後期課程における人材育成に関する教育上の交流をいっそう深める。

3．両大学院は、共同して、博士課程における教育・研究の充実を図り、双方の教育・研究に携わる若手研究者及び教員の人材育成に協力する。

关于共同推进博士课程教育及学术研究的协议书

烟台大学与学校法人北海学园（北海商科大学）本着签订的教育研究交流协议之精神，双方拟通过教育和研究活动，在学术研究领域共同培养高水平的研究人才，从而促进双方的教育以及学术研究交流的深入发展。

1、　烟台大学将积极参与北海商科大学研究生院以及北海学园东北亚研究交流中心（HINAS）产学官共同开展的“东亚共同研究计划”项目，就(1)“全球化价值观下的政策制定与实证分析”，（2）“东亚区域品牌建设实证研究”，（3）“东北亚地区交通物流体系的构建”，（4）“东亚地区观光圈以及旅游业发展的态势”（详细内容另附）等四大课题进行合作研究，其目的是使双方在教学和学术研究方面的合作更加卓有成效。

2、　为充分利用教学资源和独特的研究优势，双方可根据专业的需要，适当安排部分研究生课程到对方单位进行短期授课，以提高博士研究生培养质量，进而达到合作培养高级人才的预期目标。

3、　为使博士课程教育内容与研究活动更加充实和完善，双方有必要竭诚合作，共同培养更多的优秀青年研究人员和教育科研骨干。

烟台大学

国际交流与合作处

处长

2011 年 12 月 26 日

北海商科大学大学院

研究科长

2011 年 12 月 26 日

（3） **訳文**

共同教育研究推進議定書（写）

中国社会科学院世界経済政治研究所は、学校法人北海学園（北海商科大学）との「協定書」に基づき、本学の大学院及び各関係研究所の教育・研究活動を通して、双方の高級学術研究における人材育成に協力し合い､双方の学術の発展に努力する。

1．北海商科大学大学院及び北海学園北東アジア研究交流センター（HINAS）が産学官共同で展開する「東アジア共同研究プログラム（Ⅰ．グローバル化価値観に基づく政策策定の批判的検証、Ⅱ．東アジアにおける地域ブランドに関する研究、Ⅲ．北東アジア地域の交通・物流システムの構築、Ⅳ．東アジア観光圏における観光産業のあり方に関する戦略的研究)」（研究計画の内容は別紙）に、本学各関連大学院及び各研究所は、積極的に参加し、共同して、成果ある共同研究を実現する。

2．両大学院は、それぞれの大学院の授業を相互の大学・研究機関で一部ないし短期間行うこと等によって、博士後期課程における人材育成に関する教育上の交流をいっそう深める。

3．両大学院は、共同して、博士課程における教育・研究の充実を図り、双方の教育・研究に携わる若手研究者及び教員の人材育成に協力する。

关于共同推进博士课程教育及学术研究的协议书

中国社会科学院世界经济与政治研究所与学校法人北海学园(北海商科大学)本着签订的教育研究交流协议之精神，拟通过教育和研究活动，在学术研究领域共同培养高水平的研究人才，从而促进双方的教育以及学术研究交流的深入发展。

1、世界经济与政治研究所将积极参与北海商科大学研究生院以及北海学园东北亚研究交流中心（HINAS）组织的，由产、官、学界共同开展的“东亚共同研究计划”项目，就（1）“全球化背景下的政策制定与实证分析”，（2）“东亚区域品牌建设实证研究”，（3）“东北亚地区交通物流体系的构建”，（4）“东亚地区观光圈以及旅游业发展的态势”（详细内容另附）等四大课题进行合作研究，其目的是使双方在教学和学术研究方面的合作更加卓有成效。

2、为充分利用教学资源和独特的研究优势，双方可根据专业的需要，适当安排部分研究生课程到对方单位进行短期授课，以提高博士研究生培养质量，进而达到合作培养高级人才的预期目标。

3、为使博士课程教育内容与研究活动更加充实和完善，双方有必要竭诚合作，共同培养更多的优秀青年研究人员和教育科研骨干。

中国社会科学院
世界经济与政治研究所

所长

2011年12月26日

北海商科大学大学院

研究科长

2011年12月26日

（資料　5）

本学商学研究科修士課程在籍者の進学希望アンケート

アンケート実地日	平成24年2月17日～平成24年2月21日
アンケート総数	7
大学院生総数	7
アンケート回収率	100.0%

1 博士課程への進学を考えていますか。該当するものに〇印をつけてください。

NO.	カテゴリー	件数	比率
A	進学を希望する	2	28.6%
B	条件が合えば、進学したい	4	57.1%
C	進学を希望しない	1	14.3%
D	分からない	0	0.0%
	合計	7	100.0%

【グラフ1】

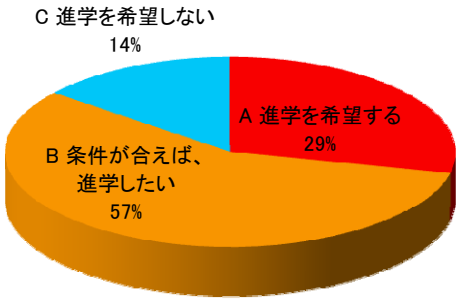

2 本学大学院に商学研究科博士課程が出来た場合、進学の希望を持っていますか。
該当するものに〇印をつけてください。

NO.	カテゴリー	件数	比率
A	進学を希望する	2	28.6%
B	条件が合えば、進学したい	4	57.1%
C	進学を希望しない	1	14.3%
D	分からない	0	0.0%
	合計	7	100.0%

【グラフ2】

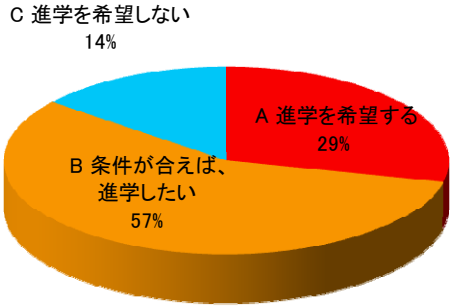

3 博士課程に進学した場合、どのような分野について研究をするつもりですか。
該当するものに〇印をつけてください。

NO.	カテゴリー	件数	比率
A	商学に関する研究	5	71.4%
B	観光に関する研究	1	14.3%
C	アジアに関する研究	1	14.3%
D	その他	0	0.0%
	合計	7	100.0%

【グラフ3】

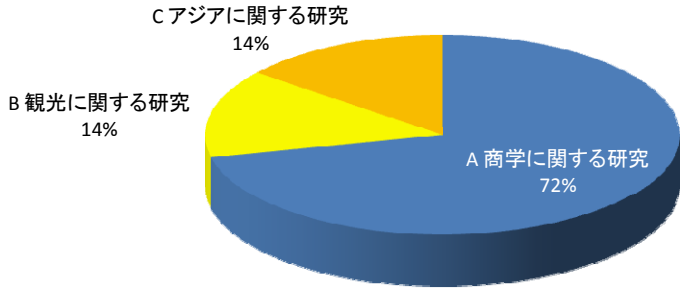

■ 回答一覧表

	A	B	C	D
1	2	4	1	0
2	2	4	1	0
計	4	8	2	0
比率	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%

（資料 6）

産学官による「東アジア共同研究プログラム」の概要

１．グローバル化価値観に基づく政策策定の批判的検証

２．東アジアにおける地域ブランドに関する研究

３．北東アジア地域の交通・物流システムの構築

４．東アジア観光圏における北海道観光産業のあり方に関する戦略的研究

（1）

研究プロジェクト名称

「グローバル化価値観に基づく政策策定の批判的検証」

研究組織

研究代表者：西川博史、共同研究者：古矢　旬（副研究代表者）

共同研究機関

北海道国際交流・協力総合センター及び中国・韓国等の研究者

研究内容

グローバル化経済の展開が世界市場を覆っていることは周知である。しかしながら、そうしたグローバル化の波が、政治や文化といった諸関連分野にまで浸透するのかどうかといった議論では、見解が分かれている。グローバル化の基準が異なればグローバル化の範囲や波及についても自ずと見解が異なるからである。現在、日本において国を分けるほどの重大な問題になっている TPP や個別国家間の FTA（具体的には ASEAN＋3 など）も、こうしたグローバル化の基準や概念の相違に基づく見解の相違が議論を混乱させている一因になっている。北海道経済の活性化戦略として、個別的な戦略を構築するにしても、このような大きな枠組みの議論を避けて通ることはできない。

本研究では、こうした枠組みに関する知見を提供するために、以下のような検討を行う。

①グローバル化の概念をめぐる歴史的検証。アメリカの戦略的地位。

②グローバル化概念の拡張と冷戦体制の役割。

③グローバル化戦略が生まれる根拠とその世界への適用。特にアジア諸国に対する歴史的な意義とアジア諸国の受け止め方の史的検証。

④経済のグローバル化をめぐる動向（多国籍企業、多文化経営、金融のグローバル化など）。

⑤政治・文化等の面におけるグローバル化の検証とそれをめぐる諸問題の摘出。

当面、これらの諸問題を歴史的に比較検証していく。中国及び韓国の研究者のみならず、東南アジア諸国の研究者をも含めて、各国の個別事業を事例的に取上げながら、グローバル化の持つ功罪を歴史的に明らかにする。このような地域研究は、北海道経済の世界史的位置づけを明確にすることにも繋がり、北海道がなぜ日本国内経済ではなく東アジア地域経済をターゲットするのかの意義を確定できると考える。グローバル化の発祥地アメリカとそうした現象を受け入れざるをえなかった東アジア各国、とりわけ大国中国の動向を歴史的観点から明らかにする。

（2）

研究プロジェクト名称

『東アジアにおける地域ブランドに関する研究』

研究組織

研究代表者：田村正紀、共同研究者：島津　望（副研究代表者）、橋元理恵

共同研究機関

北海道経済連合会及び札幌商工会議所をはじめとする関係機関、道・市・町村の関連部門

研究内容

地域の振興や活性化の方策の一つとして、「地域ブランド」についての関心は高まっている。地域と関連のある商品やサービスを提供するという動きは全国的に広がっていて、国や地方自治体もそれを支援する活動が行われている。さらに 2006 年 4 月からは「地域名＋商品（役務）名」の商標登録基準が緩和されるなど、地域ブランドを保護するための取組みも進んでいる。地域ブランド化という動きのなかで、その対象となすものは、①地域の特産品、②観光地、③観光地ゾーンを越えたより広い地域としての都市（さらには都道府県）と多岐にわたる。それは、地域ブランドを支援する国も各省庁も、それぞれが、例えば、農林水産省では生鮮食品、経済産業省では加工食品、地場産業などの特産品、観光庁では観光地、総務省では地方行政体、などのようにそれぞれをブランド化の対象にしているからである。このように地域ブランドのコンセプトは曖昧であり、ブランド化に向けたアプローチも多様である。他方、ブランド化には、その商品に競合品とは異なる独自性を持たさなければならない。ブランドは、市場で顧客との特異な関係性を構築した商品でなければならない。

地域ブランド化の活動は、地域経済の活性化や人材雇用の促進には非常に有効であり、これからの日本経済にとっても、取り組むべき重要な課題である。本研究では、上記の認識から、北海道の特産品、とりわけ食品関連及び特産品と密接に関連する観光地のブランド化について、市場における顧客関連性の視点から分析、検討を行う。具体的には、地域ブランド化を進めるためには、市場でどのような問題に直面するか、それをいかなるマーケティング方法で解決するか、また、その際、どのようなマーケティング方法が有効であるのか、などについて明らかにする。

このような地域ブランド化の検討は、顧客対象をどこに求めるかという市場戦略にも大きく関連する。ターゲットを東アジア市場に絞り、北海道を越えた地域ブランドの戦略を考察していく。北海道の各経済関係諸団体と協力して、地域振興戦略の中にブランド化戦略を組み込んで、研究を進める。

（3）

研究プロジェクト名称

「北東アジア地域の交通・物流システムの構築」

研究組織

研究代表者：佐藤馨一　共同研究者：相浦宣徳（副研究代表者）

共同研究機関

日本貨物鉄道株式会社（ＪＲ貨物）北海道支社、社団法人北海道開発技術センター、独立法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等

研究内容

環境問題対策、荷主による運賃値下げ要求、賃金水準の大幅上昇、労働力人口の減少、ドライバーの高年齢化など、物流業界を取り巻く環境は非常に厳しい。これら諸問題に対する方策として、各国でモーダルシフトが推進されている。

日本でも 1991 年から運輸省(現国土交通省)主導でこれが推進されている。一般に、モーダルシフトの発展水準（換言すれば、モーダルシフトの難度）は、輸送距離と輸送ロットサイズの二軸により分類できる。すなわち、モーダルシフト導入初期の段階では輸送距離は長く、輸送ロットサイズも大きいが、システムが高度化するにつれ、移動距離は短くなり、輸送ロットも小さくなるにつれて、難度を増し、より高度なマネジメントが求められる。

こうした観点から、モーダルシフトの先進国では、短距離・小ロットモーダルシフトが展開されている。これに対し、北東アジアでは、日本において長距離・中ロットモーダルシフトが展開されている程度で、いまだ低い水準にある。中国に至っては、広大な国土にもかかわらず、国内輸送のほとんどを貨物車両輸送が担っている。さらには、本来モーダル間の連節や調整を行うべきフォワーダー(狭義では鉄道貨物利用運送事業者)の存在の欠落が、現在の中国における非合理的な輸送の原因をなしている。

このような背景から、本研究では、北東アジア各国のモーダルシフトおよびフォワーダーを対象として、北東アジア各国の発展水準と高度化を妨げる要因等を整理するとともに、高度化に向けた方策を検討することを目的とする。具体的には、まず日本、中国にモーダルシフト先進国を加え、各国の国内モーダルシフトの事例を収集し、発展モデルの構築、国・地域・事業単位での発展水準の評価を行う。次いで、高度化を妨げる要因を法令、商慣例、業種間・業種内の優劣関係、物資流動等々の観点から分析する。これらの結果を踏まえて、より高度化するための方策を提示する。以上の研究は、北海道経済ひいては日本経済、東アジア地域の経済発展の物流、及び交通システムの高度化発展に寄与し、北東アジア地域における経済的連携構築にとって、大きな意義があると期待される。

（4）

研究プロジェクト名称

『東アジア観光圏における北海道観光産業のあり方に関する戦略的研究』

研究組織

研究代表者：大内　東、共同研究者：伊藤昭男研究（副研究代表者)、
中鉢令兒、佐藤博樹、田辺隆司

共同研究機関

(財)北海道観光振興機構をはじめとする関係機関、道・市・町村の関連部門

研究内容

グローバル経済および国内経済の低迷によって地方の疲弊は深刻化している。このため地域活性化の活路を観光振興に求める地域が多くなっている。日本政府もまた「観光立国」の目標実現の推進に躍起になっている状況である。しかしながら、これまでのこうした地域観光振興は、客観データに基づく、目標と手段との手順を明確にした地域観光振興戦略とはなっておらず、観光振興の推進力をどこにおけばよいのかが極めて曖昧であると考えている。とくに北海道は、日本国内および東アジア圏にロケーションし、毎年、東アジアから多くの観光客を受け入れている。こうした情況において、的確な地域観光振興戦略が形成されるならば、今後、潜在的観光資源の顕在化と地域観光産業の努力により、ビジネス・チャンスを一層大きく拡大させる可能性は十分にあると考えられる。

本研究では、上記認識から、アジア圏における北海道観光産業の戦略体系を立案・提示することを目的とする。このため、東アジア観光圏の現状分析（例：北海道とアジア各国との OD 表作成、コンペティティブ・インテリジェンスなど)、および東アジア観光圏における北海道観光産業の現状を把握する作業を行う。またそれらを基礎に各種戦略分析（BSC、SWOT、five-force など）を用いながら、アジア観光圏における北海道観光産業の戦略（目標と段階別発展方向を組み込んだ共有戦略）を北海道とアジア観光圏（諸国、諸地域、諸都市）との直結戦略として立案・提示する（例：戦略マップの作成など)。なお、必要に応じてアジア観光圏の研究者との交流を図るほか、最終年度には海外研究者を招いたシンポジウムの開催を予定する。

また本研究は、(財)北海道観光振興機構をはじめとする関係機関との産学官連携によって推進する。問題認識の共有、各種情報およびデータの提供、分析・考察結果の共同検討（年 2～3 回ほど)、シンポジウム（年 1 回）の開催などの連携・協力は、本研究内容の充実性・実際性を高めるとともに、実現性の向上をもたらすものである。

（資料 7）

交流協定校・研究機関における本学大学院博士後期課程への進学希望アンケート（写）

(1) 山東大学威海分校

(2) 煙台大学

(3) 中国社会科学院

（1）

交流協定校・研究機関における本学大学院博士後期課程への進学希望アンケート

交流協定校・研究機関でのアンケート（和訳）

本学の協定校である日本北海商科大学の大学院は、2013 年に博士課程の新設を計画しております。これまで本学と北海商科大学（大学院）は、教育・研究の面で協力・交流し、大きな成果を上げてきました。大学院博士課程の新設に当たって、いっそうの協力・交流の深化を図るために、高級人材養成の面での協力要請がきております。このことに関して、次のとおりアンケートを行います。ご協力ください。

① 博士課程へ進学して博士号を取得したい
② 大学・機関の推薦があれば、博士号取得の課程に進みたい
③ 条件が整えば、博士課程への進学を試みたい
④ 博士課程への進学を希望しない
⑤ いま、回答できない

交流協定校・研究機関でのアンケート結果

山東大学威海分校

実施期間：平成 23 年 12 月 12 日～平成 23 年 12 月 23 日
対象：商学関連（日本研究および世界経済研究の関連を含む）の修士学位以下の研究者で 50 歳未満の方
アンケート参加者： 60 名、うち回答者： 48 名（回答率 80%）
① 博士課程へ進学して博士号を取得した---------- 15 名（31%）
② 大学・機関の推薦があれば、博士号取得の課程に進みたい---- 12 名（25%）
③ 条件が整えば、博士課程への進学を試みたい---------- 10 名（21%）
④ 博士課程への進学を希望しない---------- 7 名（15%）
⑤ いま、回答できない---------- 4 名（8%）

山東大学威海分校
国際協力と交流処処長　　徐　希鋒　印
2011 年 1 月 10 日

关于校际关系大学以及研究机关

报考北海商科大学研究生院博士课程意向的问卷调查

日本北海商科大学研究生院与我校保持着良好的合作关系，并在两校的合作教育与研究交流方面取得了令人瞩目的成就。该校拟于2013年新设博士课程，为强化研究资源和研究条件，邀约我校参与合作，共同培养高级人才。为此，作以下问卷调查。

山东大学威海分校

有关商学(含涉及日本以及世界的经济研究)

50岁以下未取得博士学位的教师员工　60名

回答者 48名(回答率80%)

① 希望继续深造，取得博士学位。15名（31%）

② 只要所属大学或研究机关推荐，希望进入博士课程，以取得博士学位。12 名（25%）

③ 只要条件成熟，希望取得博士课程。10名（21%）

④ 不希望取得博士课程。7名（15%）

⑤ 目前没有考虑。4名（8%）

山东大学威海分校

国际合作与交流处处长

二〇一二年一月十日

（２）

交流協定校・研究機関における本学大学院博士後期課程への進学希望アンケート

交流協定校・研究機関でのアンケート（和訳）

本学の協定校である日本北海商科大学の大学院は、2013 年に博士課程の新設を計画しております。これまで本学と北海商科大学（大学院）は、教育・研究の面で協力・交流し、大きな成果を上げてきました。大学院博士課程の新設に当たって、いっそうの協力・交流の深化を図るために、高級人材養成の面での協力要請がきております。このことに関して、次のとおりアンケートを行います。ご協力ください。

① 博士課程へ進学して博士号を取得したい
② 大学・機関の推薦があれば、博士号取得の課程に進みたい
③ 条件が整えば、博士課程への進学を試みたい
④ 博士課程への進学を希望しない
⑤ いま、回答できない

交流協定校・研究機関でのアンケート結果

煙台大学

実施期間：平成 23 年 12 月 5 日～平成 23 年 12 月 20 日
対象：商学関連（日本研究および世界経済研究の関連を含む）の修士学位以下の研究者で 50 歳未満の方
アンケート参加者：　98 名、うち回答者：　85 名（回答率 86.7%）
① 博士課程へ進学して博士号を取得したい---------　32 名（38%）
② 大学・機関の推薦があれば、博士号取得の課程に進みたい----　30 名（35%）
③ 条件が整えば、博士課程への進学を試みたい----------------　13 名（15%）
④ 博士課程への進学を希望しない----------------　8 名（9%）
⑤ いま、回答できない----------　2 名（2%）

煙台大学国際交流と協力処
処長　游　傑　　印　　2011 年 12 月 26 日

关于校际关系大学以及研究机构
报考北海商科大学研究生院博士课程意向的问卷调查

长期以来，日本北海商科大学研究生院与我校保持着良好的合作关系，双方在教育领域以及学术交流方面取得了令人瞩目的成绩。北海商科大学拟于2013年开设博士课程，为充分利用教学资源和学术研究优势，该校邀请我校参与授课等事宜，以共同培养高级研究人才。为此，进行以下问卷调查。

烟台大学有关商学硕士以下未满50岁研究者98名，其中85人（回答率86.7%）分别就以下问题做了回答：

1、希望继续深造，取得博士学位（32人）

2、只要所属大学推荐，希望进入博士课程，以取得博士学位。（30人）

3、只要条件成熟，希望参加博士课程学习。（13人）

4、不想参加博士课程学习（8人）

5、目前没有考虑（2人）

烟台大学国际交流与合作处

处长

2011年12月26日

（３）

交流協定校・研究機関における本学大学院博士後期課程への進学希望アンケート

交流協定校・研究機関でのアンケート（和訳）

本学の協定校である日本北海商科大学の大学院は、2013 年に博士課程の新設を計画しております。これまで本学と北海商科大学（大学院）は、教育・研究の面で協力・交流し、大きな成果を上げてきました。大学院博士課程の新設に当たって、いっそうの協力・交流の深化を図るために、高級人材養成の面での協力要請がきております。このことに関して、次のとおりアンケートを行います。ご協力ください。

① 博士課程へ進学して博士号を取得したい
② 大学・機関の推薦があれば、博士号取得の課程に進みたい
③ 条件が整えば、博士課程への進学を試みたい
④ 博士課程への進学を希望しない
⑤ いま、回答できない

交流協定校・研究機関でのアンケート結果

中国社会科学院世界経済と政治研究所

実施期間：平成 23 年 12 月 5 日～平成 23 年 12 月 20 日
対象：商学関連（日本研究および世界経済研究の関連を含む）の修士学位以下の研究者で 50 歳未満の方
アンケート参加者：　48 名、うち回答者：　35 名（回答率 73%）
① 博士課程へ進学して博士号を取得したい---------　21 名（60%）
② 大学・機関の推薦があれば、博士号取得の課程に進みたい----　8 名（23%）
③ 条件が整えば、博士課程への進学を試みたい----------　3 名（9%）
④ 博士課程への進学を希望しない----------　3 名（9%）
⑤ いま、回答できない----------　0 名（0%）

中国社会科学院世界経済・政治研究所
所長　張　宇燕　　印　　2011 年 12 月 26 日

关于校际关系大学以及研究机构

报考北海商科大学研究生院博士课程意向的问卷调查

长期以来，日本北海商科大学研究生院与我所保持着良好的合作关系，双方在教育领域以及学术交流方面取得了令人瞩目的成绩。北海商科大学拟于 2013 年开设博士课程，为充分利用教学资源和学术研究优势，该校邀请我所参与授课等事宜，以共同培养高级研究人才。为此，进行以下问卷调查。

中国社会科学院世界经济与政治研究所是国家级从事国际问题研究的学术机构，现有硕士学位以下的青年研究者（50 岁以下）48 名，其中 35 人（回答率 73%）分别就以下问题作了回答：

1、希望继续深造，取得博士学位（21 人）

2、只要所属机构推荐，希望参加博士课程学习，以取得博士学位（8 人）

3、只要条件成熟，希望参加博士课程学习（3 人）

4、不想参加博士课程学习（3 人）

5、目前没有考虑（0 人）

中国社会科学院
世界经济与政治研究所

所长

2011 年 12 月 26 日

（資料 8）

博士後期課程時間割（予定）

○大学院専用教室：講義室（講義室１・講義室２・講義室３・講義室４）：12 人収容
○授 業 時 間 帯：下線のある授業科目は、社会人の受講生があった場合の時間帯
○そ　　の　　他：受講者の状況によっては変更する場合がある。

【前期】

曜日	時限	授　　業　　科　　目
月	1	
	2	
	3	
	4	
	5	アメリカビジネス特殊研究（1 年）講義室３　　マーケティング・流通システム特殊研究Ⅰ（1 年）講義室４
	6	アメリカビジネス特殊研究（1 年）講義室３　　マーケティング・流通システム特殊研究Ⅰ（1 年）講義室４
	7	
火	1	
	2	
	3	
	4	
	5	交通・物流システム特殊研究Ⅰ（1 年）講義室３　　観光振興政策特殊研究Ⅰ（1 年）講義室４
	6	交通・物流システム特殊研究Ⅰ（1 年）講義室３　　観光振興政策特殊研究Ⅰ（1 年）講義室４
	7	
水	1	
	2	
	3	
	4	
	5	研究指導Ⅱ（2 年）　講義室３　　研究指導Ⅱ（2 年）　講義室４
	6	研究指導Ⅱ（2 年）　講義室３　　研究指導Ⅱ（2 年）　講義室４
	7	
木	1	
	2	
	3	
	4	
	5	地域観光振興特殊研究Ⅰ（1 年）講義室３　研究関連特殊研究Ⅳ（2 年）講義室４
	6	地域観光振興特殊研究Ⅰ（1 年）講義室３　研究関連特殊研究Ⅳ（2 年）講義室４
	7	
金	1	
	2	
	3	
	4	
	5	研究指導Ⅳ（3 年）　講義室３　　研究指導Ⅳ（3 年）　講義室４
	6	研究指導Ⅳ（3 年）　講義室３　　研究指導Ⅳ（3 年）　講義室４
	7	
土	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	

集中講義　：

講義時間	1 時限　9:00 ～ 10:30	2 時限　10:40 ～ 12:10	3 時限　13:00 ～ 14:30	4 時限　14:40 ～ 16:10
	5 時限　16:20 ～ 17:50	6 時限　18:10 ～ 19:40	7 時限　19:50 ～ 21:20	

博士後期課程時間割（予定）

○大学院専用教室：講義室（講義室１・講義室２・講義室３・講義室４）：12 人収容
○授 業 時 間 帯：下線のある授業科目は、社会人の受講生があった場合の時間帯
○そ　　の　　他：受講者の状況によっては変更する場合がある。

【後期】

曜日	時限	授　　業　　科　　目
月	1	
	2	
	3	
	4	
	5	東アジアビジネス特殊研究（1 年）講義室３　マーケティング・流通システム特殊研究Ⅱ（1 年）講義室４
	6	東アジアビジネス特殊研究（1 年）講義室３　マーケティング・流通システム特殊研究Ⅱ（1 年）講義室４
	7	
火	1	
	2	
	3	
	4	
	5	交通・物流システム特殊研究Ⅱ（1 年）講義室３　観光振興政策特殊研究Ⅱ（1 年）講義室４
	6	交通・物流システム特殊研究Ⅱ（1 年）講義室３　観光振興政策特殊研究Ⅱ（1 年）講義室４
	7	
水	1	
	2	
	3	
	4	
	5	研究指導Ⅰ（1 年）講義室３　　研究指導Ⅰ（1 年）講義室４
	6	研究指導Ⅰ（1 年）講義室３　　研究指導Ⅰ（1 年）講義室４
	7	
木	1	
	2	
	3	
	4	
	5	地域観光振興特殊研究Ⅱ（1 年）講義室３
	6	地域観光振興特殊研究Ⅱ（1 年）講義室３
	7	
金	1	
	2	
	3	
	4	
	5	研究指導Ⅲ（2 年）講義室３　　研究指導Ⅲ（2 年）講義室４
	6	研究指導Ⅲ（2 年）講義室３　　研究指導Ⅲ（2 年）講義室４
	7	
土	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	

集中講義　：　研究関連特殊研究Ⅰ（1 年）、研究関連特殊研究Ⅱ（1 年）、研究関連特殊研究Ⅲ（1 年）

講義時間	1 時限　9:00 ～ 10:30	2 時限　10:40 ～ 12:10	3 時限　13:00 ～ 14:30	4 時限　14:40 ～ 16:10
	5 時限　16:20 ～ 17:50	6 時限　18:10 ～ 19:40	7 時限　19:50 ～ 21:20	

（資料 9）

学校法人北海学園就業規則（抄）

第４章　採用、異動、休職、停年制及び退職、解雇

第４節　停年制

第62条　職員が満62歳に達した場合には、停年制による自然退職とする。ただし本人が希望し、高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づき別に定める基準に該当した者については、継続再雇用する。

２　学校長（学長を含む）及び事務局長については、停年制を適用しない。

３　大学院・大学及び短期大学の教育職員の停年は68歳とする。ただし、理事長が教育上特に必要と認めたときは停年を延長することができる。また、大学院・大学及び短期大学の教育職員が60歳以上68歳未満で退職を希望する場合について、理事長が教育上特に必要と認めたときは停年退職年齢の選択をすることができる。

４　期限を付して採用した職員については、停年制を適用しない。

５　停年制により退職となった者のその後の処置については、発令前に学園側と職員側と協議して定める。

（平成20年4月1日施行）

（資料 10）

履 修 モ デ ル

①グローバルビジネスの研究をテーマとする場合

	第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		修了必修単位数	
	前期セメスター	後期セメスター	前期セメスター	後期セメスター	前期セメスター	後期セメスター		
専門科目	アメリカビジネス特殊研究	東アジアビジネス特殊研究 研究関連特殊研究Ⅰ					4	12
研究指導科目		研究指導Ⅰ	研究指導Ⅱ	研究指導Ⅲ	研究指導Ⅳ 博士論文中間発表	博士論文提出	8	

②マーケティング・流通システムの研究をテーマとする場合

	第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		修了必修単位数	
	前期セメスター	後期セメスター	前期セメスター	後期セメスター	前期セメスター	後期セメスター		
専門科目	マーケティング・流通システム特殊研究Ⅰ	マーケティング・流通システム特殊研究Ⅱ 研究関連特殊研究Ⅱ					4	12
研究指導科目		研究指導Ⅰ	研究指導Ⅱ	研究指導Ⅲ	研究指導Ⅳ 博士論文中間発表	博士論文提出	8	

③交通・物流システムの研究をテーマとする場合

	第1年次		第2年次		第3年次		修了必修単位数	
	前期セメスター	後期セメスター	前期セメスター	後期セメスター	前期セメスター	後期セメスター		
専門科目	交通・物流システム特殊研究Ⅰ	交通・物流システム特殊研究Ⅱ 研究関連特殊研究Ⅲ					4	12
研究指導科目		研究指導Ⅰ	研究指導Ⅱ	研究指導Ⅲ	研究指導Ⅳ 博士論文中間発表	博士論文提出	8	

④観光振興政策の研究をテーマとする場合

	第1年次		第2年次		第3年次		修了必修単位数	
	前期セメスター	後期セメスター	前期セメスター	後期セメスター	前期セメスター	後期セメスター		
専門科目	観光振興政策特殊研究Ⅱ	観光振興政政特殊研究Ⅱ	研究関連特殊研究Ⅳ				4	12
研究指導科目		研究指導Ⅰ	研究指導Ⅱ	研究指導Ⅲ	研究指導Ⅳ 博士論文中間発表	博士論文提出	8	

⑤地域観光振興の研究をテーマとする場合

	第1年次		第2年次		第3年次		修了必修単位数	
	前期セメスター	後期セメスター	前期セメスター	後期セメスター	前期セメスター	後期セメスター		
専門科目	地域観光振興特殊研究Ⅰ	地域観光振興特殊研究Ⅱ	研究関連特殊研究Ⅳ				4	12
研究指導科目		研究指導Ⅰ	研究指導Ⅱ	研究指導Ⅲ	研究指導Ⅳ 博士論文中間発表	博士論文提出	8	

（資料 11）

大学院における博士論文作成スケジュール

Ⅰ）博士論文作成のためのスケジュール（フローチャート）

入学試験（筆記、口頭試問） ← 研究計画書、希望指導教授の提出

【1 年次】

4 月　合格後、教務ガイダンス ← 指導教授、副指導教授、履修科目決定
（集団指導体制）

↓

10 月　博士論文作成計画 ← 「研究指導Ⅰ」
（指導教授・副指導教授による資料・文献、調査研究等の指導）

↓

12 月　博士論文研究報告会 ← （5000 字ほどのサマリー提出）

↓

【2 年次】

「研究指導Ⅱ」「研究指導Ⅲ」

11 月　博士論文構想報告会 → 目次作成を主体による概要把握（学生指導）
（夏季休業日・冬季休業日・学年末休業日を利用しての海外での資料収集等についての具体的内容等を指導）

↓

【3 年次】

「研究指導Ⅳ」
（学会での発表、学術誌への積極的な投稿を指導）

7 月　博士論文中間報告 → 博士論文作成に向けた指導
（研究所内での研究会・討論会を組織）

↓

12 月　博士論文報告会 → 博士論文の意義と
問題点の整理（学生指導）

↓

1 月　博士論文の提出 （誤字脱字等の最終チェック）

↓

2 月　博士論文の審査

↓

3 月　学位授与

（資料 12）

室　内　見　取　図

1．室　内　見　取　図（7階）

2．室　内　見　取　図（8階）

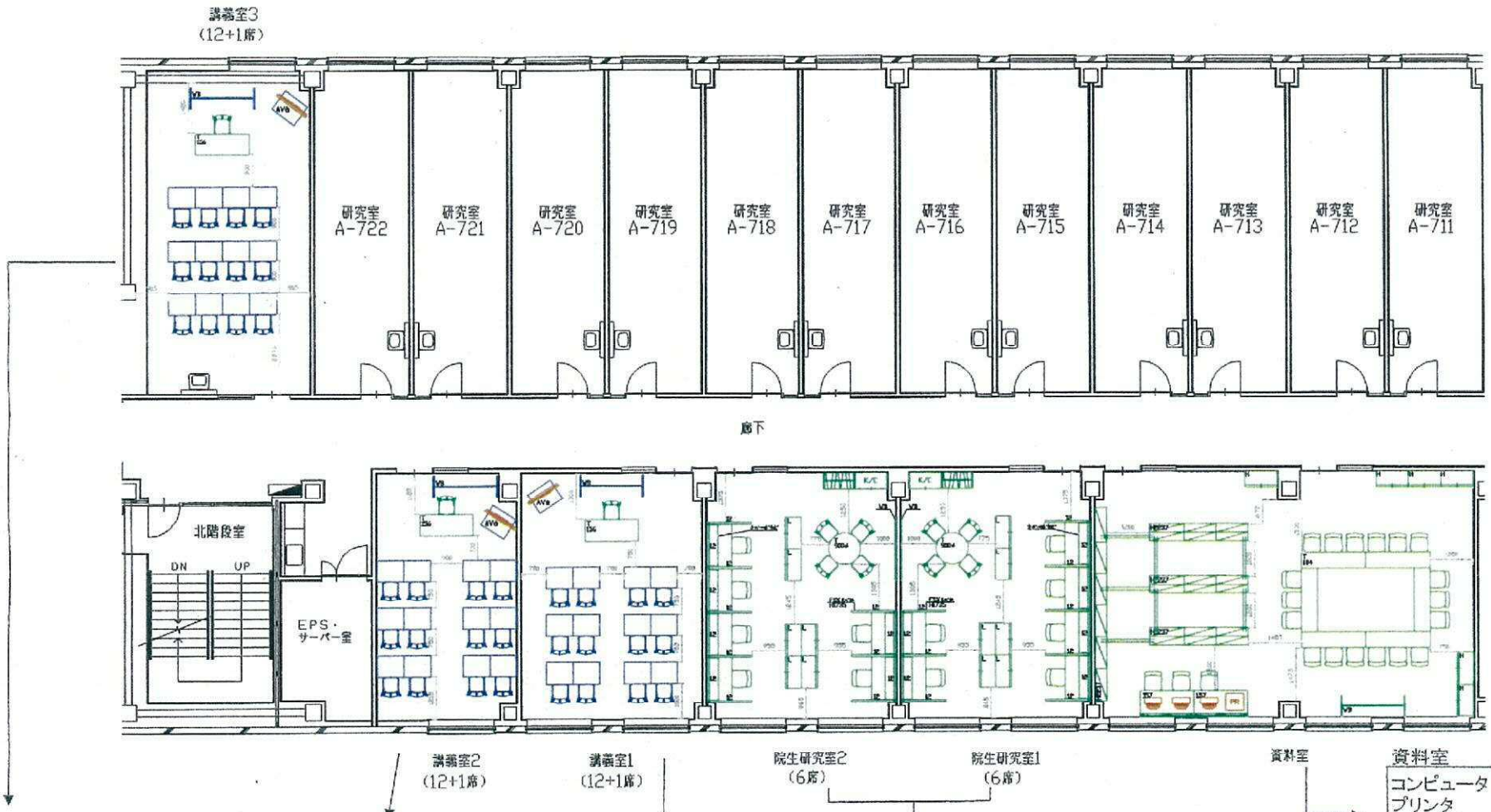

講義室3

LAN設備	1	式
テレビ	1	台
テレビ台	1	台
ブルーレイディスクプレーヤー	1	台
講義机	1	台
教師用椅子	1	脚
ゴミ箱	1	個

面　積　43.37 ㎡

講義室2

LAN設備	1	式
テレビ	1	台
テレビ台	1	台
ブルーレイディスクプレーヤー	1	台
講義机	1	台
教師用椅子	1	脚
ゴミ箱	1	個

面　積　29.47 ㎡

講義室1

LAN設備	1	式
テレビ	1	台
テレビ台	1	台
ブルーレイディスクプレーヤー	1	台
講義机	1	台
教師用椅子	1	脚
ゴミ箱	1	個

面　積　38.41 ㎡

院生研究室1・2

LAN設備	2	式	書庫(3枚扉引戸)	12	台
ブースパネル	4	式	キッチンキャビネット	2	台
院生机	12	台	コートハンガー	2	台
壁掛式ホワイトボード	12	台	壁掛式ホワイトボード	2	台
院生ワゴン	12	台	ミーティングテーブル	2	台
院生椅子	12	脚	ミーティングチェア	8	脚
ゴミ箱	12	点			

面　積　40.15㎡／室

資料室

コンピュータ	3	台
プリンタ	1	台
LAN設備	1	式
書架(単式6連)	1	台
書架(複式3連)	3	台
書庫	6	台
PC用机	1	台
PC机用椅子	3	脚
会議机	6	台
会議用椅子	18	脚
ホワイトボード	1	台
ゴミ箱	1	個

面　積　78.20 ㎡

北海商科大学校舎７階

講義室４

LAN設備	１式
テレビ	１台
テレビ台	１台
ﾌﾞﾙｰﾚｲﾃﾞｨｽｸﾌﾟﾚｰﾔｰ	１台
教師机	１台
教師用椅子	１脚
院生用机	６台
院生用椅子	１２脚
ゴミ箱	１個

面　積　40.34㎡

院生研究室３

LAN設備	１式	書庫（３枚扉引戸）	８式
ブースパネル（５人）	１式	キッチンキャビネット	１式
ブースパネル（３人）	１式	コートハンガー	１台
院生机	８台	壁掛式ホワイトボード	１台
壁掛式ホワイトボード	８台	ミーティングテーブル	１台
院生ワゴン	８台	ミーティングチェア	４脚
院生椅子	８脚	ゴミ箱	２個

面　積　52.08㎡

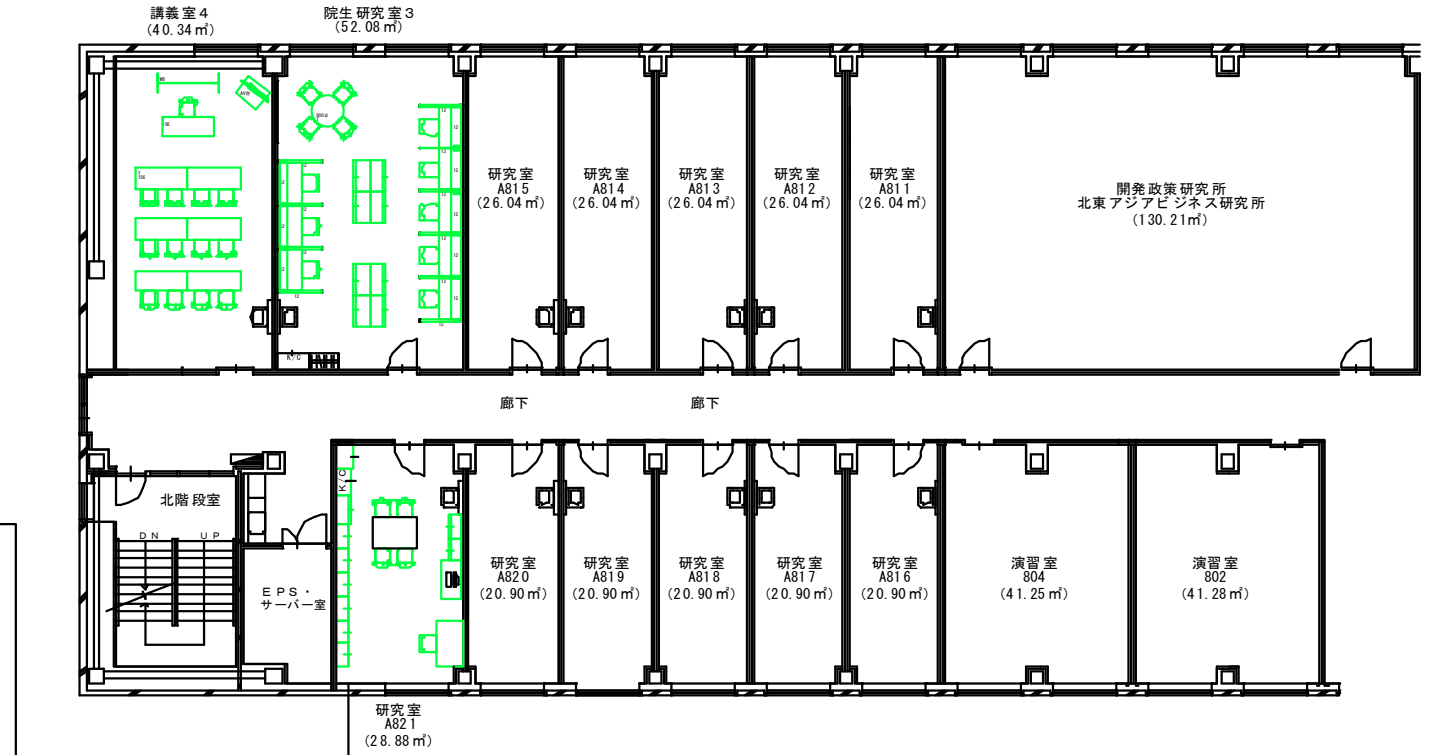

研究室

教員机	１式
教員椅子	１脚
書庫	９式
キッチンキャビネット	１台
１人用ロッカー	１台
ミーティングテーブル	１台
ミーティングチェア	４脚
パソコンテーブル	１台
ゴミ箱	１個
LAN設備	１式

面　積　28.88㎡

北海商科大学校舎８階

（資料 13）

(案)

2013(平成25)年度

大学院学生募集要項

商学研究科ビジネス専攻

博士後期課程

北 海 商 科 大 学

入 試 要 項

1. 募 集 人 員

研 究 科	博 士 後 期 課 程	定 員
商学研究科	ビジネス専攻	*2名

＊社会人特例受験並びに協定校推薦受験を含む

2. 出 願 資 格

[一般受験]

(1) 修士の学位を有する者及び2013年3月取得見込みの者
(2) 外国の大学において、前号と同等又は同等以上の学力を有する者
(3) 文部科学大臣の指定した者
(4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

[社会人特例受験]

2013年4月において定まった職業(正社員)を有する者(自営業従事者を含む)又は定年退職者・主婦・その他豊富な社会経験を有する者注で、下記の(1)～(2)のいずれかに該当する者

(1) 修士の学位を有する者及び2013年3月取得見込みの者
(2) 外国の大学において、前号と同等又は同等以上の学力を有する者
(3) 文部科学大臣の指定した者
(4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

注) 出願資格の有無についての問い合わせは、出願する前に事務室までお願いいたします。

3. 出 願 期 間

	受 付 開 始 日	受 付 締 切 日
第1期募集 (一般受験・社会人特例受験)	2013年 2月12日(火)	2013年 3月 2日(土)

窓口受付時間 平日 午前9時から午後5時まで(午後0時40分～午後1時40分は除く)
土曜 午前9時から午後0時40分まで
＊郵送出願の場合は、「書留」とし、受付締切日まで到着するよう郵送すること。

4. 出 願 書 類 (一旦提出した出願書類及び入学検定料は理由のいかんにかかわらず返還しない。)

出願者は、次の書類を一括し、次項5の要領で入学検定料を振り込みの上提出すること。

(1) 入学願書(本学所定の用紙)
(2) 受験票(本学所定の用紙)
(3) 志望理由書(本学所定の用紙)
(4) 研究計画書(本学所定の用紙)
(5) 修士論文の写しあるいはこれに代わる公表された論文
(6) 提出した論文の要旨(4000字以内)
(7) 修了証明書または修了見込証明書
(8) 最終出身学校の成績証明書
(9) 写真2 枚(最近3か月以内に撮影した正面半身脱帽のもの縦3cm×横3cm)
(10) 受験票送付用封筒(390円分の切手を貼付したもの)

※ 出願手続について以下の事項に注意すること。
(イ) 募集要項に同封されている授業科目の概要(シラバス)を参考に、入学願書の「演習指導希望教授名」欄には入学後の指導教授の第1、第2希望者名を記入すること。なお、研究計画書の作成並びに筆記試験専門科目(指導希望教授担当科目)の決定にあたっては、事前指導を行うので、出願する前に窓口(事務室 問い合せ先 TEL011-841-1161(代)内線 8107)に申し出ること。最終的に、入学後の指導教授については、入学時に指導体制を勘案し、調整して決定する。
(ロ) 志望理由書は、具体的に記入すること。

5. 入 学 検 定 料

入学検定料30,000円は、募集要項に綴り込まれている振込用紙に必要事項を記入し、切り離して最寄りの銀行に「文書扱い」で振り込むこと。(指定銀行の北洋銀行本支店からの振込手数料は無料ですが、他の金融機関から振込みの場合、振込手数料が有料となるので、各窓口で確認してください。)

＊ 入学検定料を振り込む際は、必ず入学願書を持参し、振込用紙及び入学願書の領収印(取扱銀行出納印)①～④がすべて押印されているか確認すること。

6. 出 願 場 所

北海商科大学事務室
〒062-8607 札幌市豊平区豊平6条6丁目10番 TEL011-841-1161(内線8107)

7. 選抜方法

(1) 選考は筆記試験・口述試験・研究計画書(社会人の場合は、志望理由書)等による。
(2) 試験の結果によっては、募集人員に達しない場合であっても入学を許可しないことがある。

8. 試験日・試験会場

試 験 日	2013年 3月 9日(土)
試験会場	北海商科大学

＊自家用車による来校は固く禁ずる。公共交通機関を利用すること。

9. 試験科目・時間

科目(満点)	時間	内　　容
外国語筆記試験 (200点)	9:30～10:30	英語・中国語・韓国語の中から1ヶ国語を選択 ＊ (ただし母語以外の語学を選択)
専門科目(200点)	10:50～11:50	1 共通専門科目(商学・観光産業に関する出題) 2 指導希望教授担当科目 (注)
口述試験(100点)	13:00～	筆記試験・提出された論文・研究計画等を中心に面接

(注) 事前指導により決定する(4.出願書類の※(イ)を参照のこと)。

＊ 語学についてのみ、辞書(1冊)の持ち込みを許可する。ただし、電子辞書の持ち込みは認めない。

10. 合 格 発 表

2013年 3月14日(木)午前10時

合格者は、北海商科大学掲示板に掲示する。また、合格者には合格通知書および入学手続書類を郵送する。不合格者には、試験結果通知書を郵送する。(電話での問い合わせには応じない。)

11. 入 学 手 続

合格者は、所定の期日までに以下の入学手続きを郵送等により完了すること。期限内に手続きが完了しない場合は入学を辞退したものとみなされるので注意すること。

2013年3月21日(木)　正午まで

合格者は期日までに次の書類に学費を添えて手続きを完了のこと。

(1) 事項届(本学所定の用紙)
(2) 学生カード(本学所定の用紙)
(3) 修了証明書(修了見込みで受験した者のみ)
(4) 成績証明書(修了見込みで受験した者のみ)
(5) 写真3枚(最近3か月以内に撮影した正面半身脱帽のもの縦4cm×横3cm)

12. 学 費

[一般受験]　(単位;円)

納入時＼納入金		入学金	授業料	教育充実費	同窓会入会金	同窓会費	合計
1年	第1期(入学手続時)	200,000	436,000	50,000	5,000	10,000	701,000
	第2期(9月30日)	—	436,000	50,000	—	—	486,000
	計	200,000	872,000	100,000	5,000	10,000	1,187,000
2年	第1期(4月20日)	—	436,000	50,000	—	—	487,000
	第2期(9月30日)	—	436,000	50,000	—	—	486,000
	計	—	872,000	100,000	—	—	972,000
3年	第1期(4月20日)	—	436,000	50,000	—	—	487,000
	第2期(9月30日)	—	436,000	50,000	—	—	486,000
	計	—	872,000	100,000	—	—	972,000

＊ 同窓会入会金・同窓会費について、本学卒業生は免除。

＊ 北海商科大学修士課程修了後、2年以内に博士課程へ入学するときは、入学金を免除するが、以前納入した入学金との差額がある場合は、その差額を徴収する。

[社会人特例受験]　(単位;円)

納入時＼納入金		入学金	授業料	教育充実費	同窓会入会金	同窓会費	合計
1年	第1期(入学手続時)	100,000	218,000	30,000	5,000	10,000	363,000
	第2期(9月30日)	—	218,000	20,000	—	—	238,000
	計	100,000	436,000	50,000	5,000	10,000	601,000
2年	第1期(4月20日)	—	218,000	30,000	—	—	248,000
	第2期(9月30日)	—	218,000	20,000	—	—	238,000
	計	—	436,000	50,0000	—	—	486,000
3年	第1期(4月20日)	—	218,000	30,000	—	—	248,000
	第2期(9月30日)	—	218,000	20,000	—	—	238,000
	計	—	436,000	50,0000	—	—	486,000

＊ 同窓会入会金・同窓会費について、本学卒業生は免除。

＊ 北海商科大学修士課程修了後、2年以内に博士課程へ入学するときは、入学金を免除する。

（資料 14）

学校法人北海学園 情報公開に関する規程

（準拠及び目的）

第１条　この規程は、学校法人北海学園（以下「学園」という。）が、寄附行為施行細則第 37 条に基づき、学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすために、学園が保有する情報の公開について必要な事項を定めることを目的とする。

（公開する情報の範囲及びその方法）

第２条　学園は、次の情報について広く社会に公開するものとする。

(1) 学園の基本情報

ア　建学の精神及び理念

イ　法人の沿革及び組織構成

(2) 学園の経営及び財政に関する情報

ア　事業の概要

イ　財務の状況

ウ　監査の状況

(3) 自己点検・評価及び第三者評価に関する情報

(4) 学園が設置する大学の教育研究活動等の状況に関する情報

ア　教育研究上の目的に関すること

イ　教育研究上の基本組織に関すること

ウ　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

エ　入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

オ　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

カ　学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

キ　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

ク　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

ケ　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(6) その他の情報

ア　法令により公表しなければならない情報

イ　前各号に定める情報のほか、積極的な情報公開が必要と認められる情報

２　前項に定める情報の公開は、刊行物の掲載又はインターネットの利用その他広く社会に周知することができる方法によって行うものとする。

（閲覧）

第３条　学園の設置する学校に在学する者その他の利害関係人は、私立学校法第47条並びに寄附行為第30条第２項の規定に基づき、学園の事務所に備えた財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を閲覧することができる。

２　前項の書類の閲覧について必要な事項は、別に定める財産目録等の閲覧に関する規程による。

（非公開情報）

第４条　学園は、次の各号に掲げる情報については公開しない。

(1) 法令等の規定により公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

イ　人の生命、身体又は財産の保護のために公にすることが必要であると認められる情報

ウ　学園の役員及び教職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該役員及び教職員の氏名、職名及び職務の内容であって当該個人の権利利益を侵害するおそれのないもの。

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

イ　法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人又は個人における通例として公にしないこととされているもの、その他公にしないことが当該情報の性質、当時の状況を照らして合理的であると認められるもの。

(4) 学園の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの。

（改廃等）

第５条　この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

２　この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。